

# 知ってなっとく ことしの仕事

令和7年度予算説明書



令和6年認定こども園運動会より



下川町イメージキャラクター  
しもりん

下川町

## ごあいさつ

町民の皆様には、日頃から町政全般にわたり、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和7年度は、私の任期の折り返しの年であります。

下川町の将来に向けてのまちづくりにとって大変重要な時期であり、予算編成であると考え、行政評価や総合計画審議会等各種審議会からの意見、議会、監査の意見等を踏まえて、これまで取り組んできた各種施策の成果を検証し、第6期下川町総合計画の将来像である2030年における下川町のありたい姿の実現に向け、山積する地域課題の解決に向けた予算編成を行ったところであります。

1年目は林業に例えると地ならし、2年目は種をまく、植える、植林の年という気持ち、今後の下川町のまちづくりにつながるきっかけづくり、連携協定を締結している関係機関との絆をさらに深める、新たな事業展開の足がかりをつかもうと行動してまいりました。

今年は、そのきっかけや手がかり、足がかりをさらに確かなものにするために、行動する年だと考えており、各種施策、事業の着実な推進を図ってまいりたいと思います。

本町においては、人口減少、少子高齢化、人材、担い手不足、財政問題、公共インフラの老朽化など、大変難しい課題が数多く存在しており、少しでも早く、一つでも多く、解決すること、解決に導くことが重要であります。

私たちはこの困難な課題を克服するチャンスを与えられたと考え、私たちの時代の役割として、これまで積み残しされてきた課題をできるだけ解決をし、次の世代に良い形でバトンを渡すことを念頭に、一つずつ着実に解決し、前に進んでいくことが必要であります。

本町の持続可能な地域づくりには、地域一丸となって、この厳しい時代を乗り越えていくことが大切であり、町民の皆様とともに、「住み続けたいと思うまち、住み続けられるまち」を目指し、各種施策、事業を展開してまいりたいと思いますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。



## もくじ

令和7年度町政執行方針	1
令和7年度教育行政執行方針	8
第6期下川町総合計画と令和7年度予算について	10
令和7年度各種会計予算	14
令和7年度一般会計予算概要	15
令和7年度の主な事業	
Ⅰ 福祉医療分野	14
Ⅱ 教育分野	21
Ⅲ 生活環境分野	24
Ⅳ 産業分野	30
Ⅴ 地域自治・地域内連携分野	34
Ⅵ 行財政分野	36
町の貯金と借金の状況	37
下川町機構及び職員配置等一覧	41
地域担当職員配置名簿	48

## 令和7年度町政執行方針

下川町長 田村 泰司

令和6年下川町議会定例会3月定例会議の開会にあたり、町政に関する所信と重点施策について申し上げます。

下川町は、先人の労苦とたゆまない努力により、幾多の困難を乗り越え、現在では、SDGs未来都市など地域づくりのモデル自治体の一つであると言われております。

しかし、地域の現状は極めて厳しい状況であり、人口減少、少子高齢化、人材・担い手不足、財政問題、公共インフラ老朽化など多くの課題が山積しております。

この難局を乗り越えるため、社会環境の変化や多様化する町民ニーズを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応するとともに、第6期下川町総合計画の目指す将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と「2030年における下川町のありたい姿」の7つの目標の実現を目指し、その下支えとなる第9次行政改革大綱を着実に実行するとともに、施策・事業の実施にあたっては、脱炭素のまちづくりを念頭において進めてまいります。地域課題の解決と下川町の将来に向けた各種施策・事業を積極的に展開してまいりますので、議員並びに町民の皆様におかれましては、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和7年度予算は、行財政の継続性に配慮しつつ、山積する課題を先送りすることなく、地域課題の解決と地域の活性化を図るため、積極的な各種施策の展開に留意し、予算編成を行ったところであります。

本年度の予算規模は、一般会計で60億6,600万円、対前年度比8.1%増、介護保険特別会計で8億669万円、対前年度比1.2%増、国民健康保険事業特別会計で4億8,503万円、対前年度比1.2%減、後期高齢者医療特別会計で7,387万円、対前年度比3.1%増、下水道事業会計で5億948万8千円、対前年度比3.1%減、簡易水道事業会計で3億2,129万8千円、対前年度比32.6%減、病院事業会計で6億4,813万円、対前年度比7.2%増、7会計総額では89億1,050万6千円で、対前年度比3.8%増となりました。

第6期下川町総合計画の分野方針と施策の柱ごとにその概要を申し上げます。

### 福祉・医療

第1点目の分野方針「福祉・医療」であります。

町民が親しみ、住みなれた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の7項目を

重点に推進してまいります。

第1は、地域福祉の推進であります。

地域全体で支え合う体制と、福祉・医療・保健の連携が重要であり、地域で支え合うネットワークづくりと、地域全体をお互いに見守ることができる体制づくりを関係団体と連携して推進してまいります。

また、高齢者等が安全・安心な自立した生活を送り、適切な介護予防サービスが受けられるよう、共生型住まいの場「ぬく森」の運営と、効率性・効果性を検討するとともに、在宅における介護予防事業を推進してまいります。

さらに、福祉・医療サービスの質の向上を図るため、必要な人材の確保と育成を行うとともに、各福祉医療施設の連携強化を図り、「地域包括ケアシステム」を推進してまいります。

第2は、社会保障の充実であります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療保険制度につきましては、北海道、北海道後期高齢者医療広域連合と一体となって運営してまいります。

今後もきめ細かい事業を実施するとともに、医療費の適正化を図るため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、各機関と連携して医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいります。

また、介護保険事業につきましては、町民の皆さんが住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせるよう、第9期介護保険事業計画に基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めてまいります。

このほか、令和6年度に高校生までに拡大しました医療費にかかる一部負担金の助成を継続し、子育て世代の経済的負担の軽減と、子どもの健康保持・増進を図ってまいります。

第3は、保健・健康づくり対策であります。

歯科診療所の閉鎖により、町内での歯科予防、治療は不便な状態であるため、歯科診療所の開業、誘致に対して支援を行い、歯科保健及び歯科医療の提供体制の確保に努めてまいります。

このほか、高血圧、肥満による重症化が多い本町の実態から、生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の維持・向上を目指し、町民の健康意識の高揚を図るとともに、生涯にわたって健康の保持並びに増進に取り組めるよう、各種健診、がん検診、健康相談及び健康教育を実施し、地域の健康課題を踏まえた生活支援や環境づくりに関係部署・機関との連携に努めてまいります。

健診並びに精密検査の未受診者に対しては、病院等の受診状況を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげてまいります。

予防接種につきましては、医療機関と連携し、被接種者が予防の有効性を理解したうえで効果的に接種ができ

るよう努めてまいります。

第4は、医療対策であります。

町立下川病院は、町内唯一の医療機関であり、町民の日常の医療を担う「かかりつけ医」及び超高齢化社会に対応した「地域包括ケアシステム」の拠点としての役割を担っており、町民に身近な医療機関として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、訪問診療・訪問看護にも積極的に取り組むほか、各種加算取得等による診療報酬の増など、収益の確保に努めるとともに、安定した医療体制や医療安全を確保するため、医療機器の更新や人材確保を行い、患者サービスの向上に努めてまいります。

また、専門的な治療につきましては、名寄市立総合病院等との医療連携ネットワークを活かして、機能・役割分担を図るとともに、在宅等への復帰支援や町内福祉介護施設と連携し、町民が安心して医療が受けられるよう努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症などの新興感染症につきましては、国の動向を確認しながら、患者対応と院内における感染対策に取り組んでまいります。

第5は、高齢者福祉の充実であります。

高齢者が住みなれた地域で、安心して生活することができるよう、介護予防事業の取組に努めてまいります。

また、日常生活支援、介護サービスなどについての相談支援、高齢者の特殊詐欺被害の防止、成年後見制度などの権利擁護の推進のほか、見守りシステムと地域関係者による見守りなど「安心支え合いネットワーク」の充実に努めてまいります。

地域支援事業では、介護予防・日常生活支援総合事業の推進や、在宅医療と介護の連携、住民主体の支え合い活動を支援し、地域で安心した在宅生活が送れるよう施策を推進してまいります。

また、認知症の予防、普及啓発など、住民同士で支え合いのできる地域づくりを推進してまいります。

高齢者福祉施設等の運営につきましては、地域における介護サービス及び地域福祉の要であることから、適正かつ持続可能な運営を図ってまいります。

また、老朽化が進む施設・設備等の適切な改修、更新を年次的に進めるとともに、ICT化や各種センサー等の環境整備を行うなど、利用者に寄り添ったサービスの充実に努めてまいります。

第6は、子ども・子育て支援の充実であります。

下川町認定こども園「こどものもり」においては、一時保育の拡充を図るとともに、教育と保育の充実と保育士の充足に努め、多様な保育ニーズに応えてまいります。

また、次代を担う子ども一人ひとりの子育てを地域全体で支援していくため、子育て世代包括支援センターによる相談対応や、妊娠期から子育て期を通じた母子保健事業及び子育て支援を推進するとともに、子育て世代との対話によるサービスの充実に努めてまいります。

なお、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した子育て支援事業を継続してまいります。

第7は、障がい者福祉の充実であります。

障害者総合支援法に基づく各種事業を推進するとともに、近隣市町村、福祉施設・関係機関と協議しながら「地域生活支援拠点」の充実に努めるなど、環境づくりや適正なサービス提供を総合的に実施してまいります。

障害者支援施設「山びこ学園」の運営につきましては、利用者の重度重複障がいや高齢化等に対応した生活支援の充実に努め、生活支援員等の人材確保と育成により、個々の障がい特性に応じたサービス提供の維持向上に努めてまいります。

また、山びこ学園及びグループホーム「ういる」の入居者が、安全・安心で快適に生活できる環境づくりに努めるとともに、地域の方々との交流活動や農福連携等を深めながら、日中活動支援の幅を広げて、利用者一人ひとりに寄り添い「自分らしく」生き生きと過ごせる機会の提供に努めてまいります。

## 教育

次に、第2点目の分野方針「教育」であります。

教育行政については、教育長から申し述べますので、私からは、方針の一端を申し上げたいと存じます。

第6期下川町総合計画の将来像「ありたい姿」を達成するための7つの目標の一つ、「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」を実現していくために、次の4項目を重点に推進してまいります。

第1は、学校教育についてであります。

学校教育につきましては、これまで小中連携教育に取り組んでまいりましたが、より質の高い学校教育を推進していくため、小中一貫教育を開始し、義務教育9年間を見通した学校づくりに努めてまいります。

また、これらを実現する手段の一つとして、令和6年度において更新した学校内外で活用することができるICT端末の積極的な活用と環境整備に努めてまいります。

次に下川商業高等学校の支援につきましては、地域と共に特色ある学校づくりを支援してまいります。

第2は、生涯学習についてであります。

町民が潤いのある生活をするため、生涯各期における自主学習、スポーツ・文化活動を支援してまいります。

また、公民館につきましては、「生涯学習活動」のために利用しやすい施設にできるよう、検討を進めてまいります。

第3は、生涯スポーツの振興についてであります。

町民の健康に対する関心が高まっており、個々の年齢や体力に合わせて気軽に楽しむことができる生涯スポー

ツを支援してまいります。

また、各種競技大会の内容やスポーツ団体活動等の支援をするとともに、安全・安心に活用できる施設環境を維持してまいります。

さらに、ノルディックスキー競技において、引き続き専門指導員を中心に、幼小中高一貫指導による選手の育成を進めてまいります。

第4は、芸術・文化の振興についてであります。

個性あふれる文化活動の支援をするとともに、芸術文化に触れる機会を確保してまいります。

また、町民の皆様の郷土に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の普及に努めるとともに、文化財の保護に努めてまいります。

## 生活環境

次に、第3点目の分野方針「生活環境」であります。次の13項目を重点に推進してまいります。

第1は、景観・公園の整備についてであります。

公園は、幅広い年齢層による自然とのふれあいやレクリエーション等の多様な活動の拠点となっていることから、安全・安心で快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

第2は、住宅対策についてであります。

これまで、多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき実施してまいりましたが、社会情勢の変化や事業の進捗状況等に合わせ「公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行い、計画的な公営住宅等の整備や改修等、住環境の整備を進めてまいります。

また、個人住宅への建築改修等の支援や民間賃貸住宅建築への支援など、民間活力を最大限に活用した効率的で効果的な住宅施策を推進してまいります。

空き家対策につきましては、「空き家等対策計画」に基づき、国の補助制度を活用して、住宅の利活用や解体費用を支援し、快適で安全・安心な暮らしを確保するとともに、空き家調査や空き家バンクの運営、ペット対応住宅調査など、空き家流動化促進に向けた取組を進め、慢性的な住宅不足の解消に努めてまいります。

第3は、道路・橋梁の整備についてであります。

快適で安全な道路交通を確保するため、道路の改良や維持補修を実施するとともに、橋梁の長寿命化を計画的に進めてまいります。

また、路肩の草刈りや路面清掃等、交通環境の整備に努めてまいります。

第4は、積雪対策についてであります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、ICT技術を活用した効率的かつ効果的な除排雪事業に

努めるとともに、宅地における自主的な排雪処理や屋根の雪下ろしを支援し、冬期間の安全で快適な住環境の確保に努めてまいります。

第5は、上水道事業についてであります。

安全・安心で安定した水道水の供給のため、「簡易水道事業全体計画」に基づき、水道施設等の計画的な更新を進めるとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、「水道事業における経営戦略」の改定を進めてまいります。

簡易水道事業の公営企業法適用につきましては、引き続き実施体制の整備を進めてまいります。

営農飲雑用水施設につきましては、年次計画に基づいた改修を実施し、適切な維持管理を行ってまいります。

第6は、下水道事業についてであります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設等の計画的な更新を進めるとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、上水道事業同様に「下水道事業における経営戦略」の改定を進めてまいります。

下水道事業の公営企業法適用につきましては、引き続き実施体制の整備を進めてまいります。

第7は、公共交通の対策についてであります。

地域住民の重要な移動手段、生活を支える足として基幹路線である名寄本線代替バスと既存バス路線の維持・確保とともに、地域公共交通である「予約型乗り合いタクシー」及び「コミュニティバス」の運行により、安全・安心な暮らしを確保し、利便性の向上に努めてまいります。

また、引き続き地域おこし協力隊制度を活用し、地元商店等からの宅配を実施し、住民の生活支援及び地域公共交通の維持のため、これまで実証をしてきた事業の利用拡大や、運用効率化に取り組み、事業化を進めてまいります。

第8は、環境保全の対策についてであります。

1点目は、「2050ゼロカーボンしもかわ」の実現に向けた取組であります。

地球温暖化に伴う「気候変動」によって、重大な危機に直面しており、世界各地で干ばつや豪雨、海面の上昇、熱波による山火事、大型台風など、想定外の甚大な自然災害が多発しており、今や「気候危機」とも言われ、喫緊の課題となっています。

令和6年11月に閉幕したCOP29では、炭素排出による気候へのダメージを抑えるための資金拠出やクリーンエネルギーへの移行などが議論の焦点となり、国連の事務総長が「地球の気温上昇を摂氏1.5度に抑えるための最後のカウントダウンに入っている」と述べられる

など、1.5度目標を達成するための残り時間が少なくなっており、早急に行動を取る必要があると確認がなされました。

国内においては、2050年までの温室効果ガスの排出実質ゼロ、2030年度の削減目標として、2013年度から46%削減など、脱炭素社会を実現するため、地域脱炭素ロードマップが示されているところであります。

本町におきましても、令和6年3月に策定した「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の目標「カーボンネガティブ」の達成に向けて、温室効果ガス排出削減の取組への支援や普及啓発などを推進してまいります。

2点目は、廃棄物処理及び公衆衛生対策についてであります。

本町における廃棄物処理及び公衆衛生対策として、環境負荷の低減や環境美化の向上を図るため、ごみ排出量を抑制するとともに、分別の徹底による減量化と再資源化の推進、不法投棄の防止対策等、廃棄物処理の適正処理に向け、関係機関・団体と連携した活動とその有効性を啓発し、ごみ処理に関する意識の高揚を図ってまいります。

また、一般廃棄物の中間処理は、名寄地区衛生施設事務組合で広域処理されており、過大な維持管理費などが課題でありましたが、その解決のため名寄地区一般廃棄物中間処理施設の建設が、昨年度に着工されたところであり、引き続き、各関係機関と連携して令和9年度の稼働を目指してまいります。

さらに、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する経費を助成し、引き続き動物の愛護と適切な飼養管理の推進を図るとともに、生活環境の改善を図ってまいります。

第9は、交通安全・防犯・犯罪被害者等支援の対策についてであります。

交通安全及び防犯対策では、関係機関との連携強化により、下川町は、昨年7月26日に交通事故死ゼロ「333日」を達成し、現在もゼロ更新を続けているところであります。引き続き町民一人ひとりの交通安全・防犯意識の高揚を図り、安全・安心な地域づくりを進めるため、関係団体への支援を行うとともに、交通安全及び防犯対策を講じてまいります。

また、運転に不安を感じる高齢者が免許証を返納しやすい環境を整え、高齢者による交通事故を未然に防ぐため、関係機関とともに高齢者の運転免許証自主返納を推進してまいります。

犯罪被害者等支援対策については、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を受けた被害者及びその家族等に対して、を受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、町民が安全で安心して暮らせることができるよう、必要な支援を適切に途切れることのないよう、施策を推進してまいります。

第10は、消費生活対策についてであります。

年々複雑巧妙化する特殊詐欺や悪質商法への対応を引き続き行うとともに、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制を確保してまいります。

また、遊休品の資源化による埋立ごみの減量化や地域コミュニティを醸成するため、消費者協会が運営する「ばくりっこ」を実施し、地域のにぎわいを創出するとともに、さまざまな活動を通じて環境や社会に配慮した消費行動を推進してまいります。

第11は、消防・救急救助対策についてであります。

消防行政は、上川北部消防事務組合により執行されておりますが、町民の安全・安心を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めてまいります。

今年度におきましては、水槽付消防ポンプ自動車の更新及び消火栓の更新を進め、消防装備及び消防施設整備を図り、消防力の充実強化を推進してまいります。

さらに、さまざまな救急事案に対応するため、感染防止対策を徹底し、救急高度化の推進と医療機関との連携強化を図り、消防・救急救助体制の充実に努めてまいります。

第12は、危機管理についてであります。

近年、各地において甚大な被害が発生していることから、防災訓練等を実施し、自助、共助など町民の防災意識の向上を図るとともに、防災と福祉の連携による避難行動要支援者個別計画策定の推進と、共助の要となる自主防災組織の結成を推進してまいります。

第13は、情報化の推進についてであります。

町民や地域のニーズに的確に対応する情報化を推進するため、情報通信技術の進展の動向や情報提供方法等について調査研究をし、情報格差が生じないよう従来の紙媒体による情報提供を併用しながら、ホームページ、スマホ役場、地デジ広報等のデジタル媒体を活用した情報提供の充実に努めてまいります。

デジタル情報の通信施設である、町内全域の公設の光ファイバー網等の地域情報通信基盤施設の維持管理につきましては、令和7年度以降、民間電気通信事業者へ譲渡いたしますが、光ファイバー網等を活用した難視聴地域への地上デジタルテレビ放送については、引き続き管理運用してまいります。

また、各家庭等に設置しているIP告知端末（行政情報告知端末）につきましては、配信設備の老朽化等により令和6年度末をもって運用を廃止し、機器等の撤去事業を行ってまいります。

## 産業

次に、第4点目の「産業」であります。全産業に共通する人材不足やエネルギーコストの高騰などに対応するため、下川町産業振興基本条例に基づく全産業横断的な審議の場を創出するとともに、人材確保やデジタル技術の活用、エネルギーコストの削減に資する取組を積極的に支援しながら、次の4項目を重点に推進いたします。

第1は、農業についてであります。

農業においては、飼料、肥料やエネルギー価格の高騰など、生産コストに影響し、経営環境は厳しい状況にあるとともに、高齢化や後継者不足に加え、国の農業政策により農業を取り巻く情勢は厳しく、大きく変わりゆく時代にあります。

このような情勢に対応し、農業者を支えるため、次の6点を重点に農業施策を推進してまいります。

1点目は、総合的な農業施策についてであります。

農業振興は、地域の活力を維持するために極めて重要であることから、関係機関と連携し農業者に対する支援を講じてまいります。

2点目は、環境に配慮した農業の推進についてであります。

農村が持つ多面的な機能が発揮できるよう、日本型直接支払制度を活用して集落活動等を支援してまいります。

また、土壌改良材活用による環境保全型農業を推進するため、指定管理者による土壌改良施設の効果的な運営に努めてまいります。

3点目は、生産基盤の整備についてであります。

農業委員会と連携を図り、農地利用の集積化を図ってまいります。

また、自給飼料の生産性向上のため、草地整備改良などを支援してまいります。

4点目は、生産・流通体制の整備についてであります。

生産性向上を図るため、暑熱対策やビニールハウスの更新、ホワイトアスパラ栽培の資材費などに対して支援してまいります。

また、JA北はるかが実施するアスパラ自動選別機の更新費用に対して支援してまいります。

5点目は、農業経営の安定化についてであります。

農業経営の安定化を図るため、各農業関係の公共施設の円滑な運営や支援をしてまいります。

町営サンル牧場は、指定管理者による良質な粗飼料の生産及び飼養コストと労働時間の軽減を図り、酪農の経営安定化に資する施設として運営してまいります。

育苗施設は、フルーツトマトの生産拡大と育苗作業抑制のため、生産者の利活用を支援してまいります。

農産物加工研究所は、公設民営方式により下川事業協同組合へ移行しておりますが、特産品であるトマトジュ

ースの製造販売、民間知見による業務効率化と販路拡大を目指してまいります。

6点目は、担い手の確保・育成についてであります。

新規就農者の支援や確保に取り組むとともに、農業分野の労働力を確保して農業生産力を維持するため、外国人実習生の渡航費に対して支援してまいります。

第2は、林業・林産業についてであります。

林業・林産業においては、住宅をはじめとする木造建築物の着工数が減少するなど需要抑制の状況が続いているほか、エネルギーコストの高騰が経営を圧迫するなど厳しい状況が続いておりますが、木材製品価格の競争力強化のため、低コストで効率的な林業・林産業の構築により収益の向上を目指していく必要があります。

このため、豊かな森林資源を基盤とした雇用の確保、木材産業の安定化と地域経済の活性化を図るとともに、エネルギーの地消地産に向けて、次の6点を重点に林業・林産業施策を推進してまいります。

1点目は、循環型森林経営の推進であります。

町有林につきましては、循環型森林経営の理念を基本としながら、森林認証基準に基づく計画的な森林整備の実施や上川北部森林管理署と連携して原木ストックヤードを共同で管理し、機動的な木材の安定供給による地域の林業・林産業の活性化を図ってまいります。

また、私有林整備に対する支援を推進し民有林施業の活性化を図ってまいります。

2点目は、路網整備の推進についてであります。

森林施業の効率化と生産コストの低減を図るため、計画的に林道の開設・改良事業を行い、地域林業の振興を図ってまいります。

3点目は、人材確保と育成の強化についてであります。

林業・林産業における人材の確保や育成に向けて、旭川農業高校森林科学科や関係機関との協力体制を継続してまいります。

4点目は、林業・林産業の振興についてであります。

林業・林産業の振興を図るため、設備投資への支援を実施するとともに、人材育成、商品開発、販路拡大などへ支援を行い、経営基盤の強化や安定化を図ってまいります。

5点目は、森林バイオマスエネルギーの推進についてであります。

木質原料製造施設の管理、運営を行い、安定した木質燃料の供給体制を推進してまいります。

6点目は、森林の利活用についてであります。

森林や林業の理解を深めるため、上川北部森林管理署と連携し、下川町植樹祭や林業体験バスツアーを開催してまいります。

第3は、野生鳥獣被害の防止についてであります。

野生鳥獣による生活環境被害の防止と農林業被害の軽減を図るため、下川町有害鳥獣被害対策協議会と連携し

て捕獲業務を進めるとともに、有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手の確保に取り組んでまいります。

また、地域おこし協力隊により、野生動物への理解を深めるための普及啓発や、野生動物の生息環境保全などの予防活動、町民の生活圏と野生動物の生息域を棲み分ける対策を推進してまいります。

第4は、商工業であります。

商工業におきましては、人口減少や経済規模の縮小が懸念される中、次の2点を重点に商工業施策を推進してまいります。

1点目は、商工業振興についてであります。

中小企業事業者に対し、経営基盤強化、起業化促進、資金調達などを支援して、雇用の維持や創出とともに地域経済の活性化を図ってまいります。特に、事業承継につきましては、関係機関と連携し、円滑な事業承継が進むよう支援してまいります。

また、商工会と連携して、行政ポイントの発行と普及啓発を行い、消費の域内循環と政策効果の向上を図るとともに、特定地域づくり事業を支援し、地域全体での雇用創出、人材の確保に努めてまいります。

観光振興では、アイスキャンドルミュージアムなどのイベントを核とした交流人口の拡大や体験型観光の需要増加の流れを捉え、入込客数拡大を図ってまいります。

また、五味温泉の運営につきましては、指定管理者と連携し、地域活性化起業者による外部人材の導入や経営改善に取り組んでまいります。

経済交流の拡大では、母村であります郡上市や横浜市戸塚区、誘致企業であるスズキ株式会社、王子ホールディングス株式会社、戸田建設株式会社などの経済交流を図ってまいります。

2点目は、一の橋バイオペレッジについてであります。

地域活力の再生と集落創生のため、一の橋地域において集落の自立と持続可能な地域社会の構築を図ってまいります。

特用林産物栽培研究所につきましては、資材の高騰など厳しい運営状況は続きますが、生産量の増加を図るなど、安定的な運営を目指してまいります。

### 地域自治・地域内連携

次に、第5点目の分野方針「地域自治・地域内連携」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域自治・地域内連携についてであります。

町民参加による町政運営を促進するため、より分かりやすい情報の提供と共有を図るとともに、多くの団体等との意見交換を通じて、地域力の向上に努めてまいります。

また、公区活動や町民が自主的・主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活性化を図ってまいりま

す。

第2は、多様な人材が活躍できる場づくりについてであります。

町内外の多様な人材の活用を促すための基盤を構築し、町民の皆様が主体となった地域課題解決活動や町内外の人々、企業、団体との連携を促進するとともに、「ありたい姿」の7つの目標の実現に向けて、生物多様性保全、脱炭素などの社会潮流と下川町の強みや地域課題を結び付けた取組の実行など「持続可能な開発目標(SDGs)」の普及展開活動を行ってまいります。

また、令和6年3月に創設した中間支援組織「一般財団法人しもかわ地域振興機構」(通称「しもかわ財団」とは、地域の課題、まちづくりの方向性を共有し連携して取り組むとともに、しもかわ財団の体制強化への支援を行うことで、これまで行ってきた移住促進活動に加えて、定住促進活動を強化し、「つなぎ、ささえ、つくる」を活動方針として、「住みたい、住み続けたいまちづくり」を進めてまいります。

### 行財政

次に、第6点目の分野方針「行財政」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、効率的・効果的な行政運営についてであります。

第6期下川町総合計画につきましては、目指す将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と「ありたい姿」の7つの目標の実現に向けて、限られた財源の中で、効率的で効果的な施策を実施するため、行政評価等に基づき検証を行ってまいります。

また、デジタル技術を積極的に活用した業務の効率化と、住民が利用する行政サービスのオンライン手続の推進などによる利便性向上を図るため、地域活性化起業者による外部人材を登用し、令和7年度での自治体情報システムの標準準拠システムへの移行や、令和6年10月からリニューアルしたスマホ役場に実装するメニューを増やすなど、自治体DX(デジタルトランスフォーメーション)を積極的に推進してまいります。

第2は、持続可能な財政運営についてであります。

限られた財源の中で、健全な財政を維持するために、あらゆる財源の確保と更なる行財政改革を進め、第6期下川町総合計画の財政運営基準である「基礎的財政収支(プライマリーバランス)」の黒字化を目指し、持続可能な財政運営を進めてまいります。

また、老朽化した役場庁舎、消防庁舎について、今後の方針、方向性を議論するとともに、将来を見据えて公共施設の機能統合・整理・再編について検討を進めてま

いります。

町税等につきましては、税負担の公平性を確保するため課税客体の把握に努めるとともに、滞納整理の早期着手の取組など収納率の向上に引き続き努力を払い、適切な賦課業務と効率的な徴収業務に努めてまいります。

以上、町政執行に対する所信の一端を申し上げましたが、町民、職員の新たなチャレンジを大切に、子どもからお年寄りまで、安心して暮らすことができる持続可能な地域社会を構築し、町民の皆様が「住み続けようと思いうまち・住み続けられるまち」の未来を創ってまいりたい決意でありますので、議員並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、令和7年度の町政執行方針とさせていただきます。

## 令和7年度教育行政執行方針

下川町教育長 古 屋 宏 彦

令和6年下川町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、教育行政執行方針を申し上げ、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

国立社会保障・人口問題研究所の令和5年4月に発表された人口推計によると、2070年の人口は2020年の約7割となり、65歳以上は約4割に達するとされています。このことは、子どもの数が減少するとともに、子どもの成長を支える大人達の人口も減少し高齢化するものと考えます。子どもたちの人口減少により学習できたことや体験できたことができなくなる、若しくは困難になることを意味し、子どもたちを支えてきた大人たちの人口減少により、子どもたちの支援は益々厳しくなるものと懸念しています。

このような将来人口推計の中で、2030年における下川町のありたい姿「子どもたちの未来と未来世代の幸せを育むまち」として、現在と未来に向けた施策を推進する必要があります。教育委員会としては、学習や部活動の機会に子どもの希望がかなえられるよう取り組むとともに、将来の推計に基づいて施策の縮小や廃止などを行い、限られた人的資源を将来を担うであろう子どもたちに集中的に投ずることが重要と考えます。このことは、持続可能な社会づくりを育む教育として必要なことと認識しております。

以上のことから、教育委員会として令和7年度に取り組む重点施策を申し述べます。

### 義務教育9年間を見通した質の高い教育の実現

1点目は「義務教育9年間を見通した質の高い教育の実現」です。

具体的には「施設分離型の小中一貫校」の推進です。既に教職員の乗り入れ授業などの取組が行われておりますが、「15歳のめざす姿」の達成に向けてそれぞれの教育実践を線で結び、9年間の系統的な取組にするものです。

令和7年4月から開始し、「小中一貫教育推進委員会」を起点として、小中学校の中間・学期末評価を基に学校運営協議会で教育目標の熟議や学校経営方針を確認しながら、小中学校内で組織する委員会の中で教育目標を討議します。その後、学校運営協議会の承認を経て、小中一貫教育推進委員会にて学校経営方針を検証するなど、重層的に教育目標を策定します。令和8年度以降は制定された新たな教育目標を評価・検証しながら改善を図るものです。これらの取組を効果的に実践するためには教職員の尽力が不可欠であり、9年間の取組を自覚し、教

育の質を向上させることが必要です。あくまでも主役は児童生徒であり、「15歳のめざす姿」の実現に向けて教育内容を進めていきます。これらの取組のために教育行政機関と学校現場を橋渡しする教育推進アドバイザーを引き続き配置してまいります。

今後については、小学校と中学校は現在の校舎を活用しますので見た目は変わりませんが、社会人口動態の推移を見極め、義務教育学校への移行も視野に入れていきます。施設分離型の小中一貫教育の推進と並行して調査研究を進めてまいります。

### 多様な学習の機会の創出

2点目は「多様な学習の機会の創出」です。

学校教育について、令和7年度はGIGAスクール構想に基づき、児童生徒全員に導入したタブレット端末を活用してまいります。

また、様々な事情によって登校することができない児童生徒に対してもインターネットを通じての授業参加、学校からの課題等の提供や児童生徒からの提出が可能になり、学習機会を確保してまいります。

次に特別支援教育につきましては、児童生徒個々の特徴に応じたステージごとの教育環境を提供する必要があり、学校内における教職員の適正配置や一対一で対応を要する児童生徒をはじめとして、通常学級と特別支援学級を柔軟に運用できる支援体制を整えるために特別支援教育支援員及び教育支援員を配置します。

また、新入学する児童の特別な支援を要する児童につきましては、保育機関である「認定こども園」との情報共有を適切に行い、「認定こども園」との有意義な情報交流や「スタートカリキュラム」の作成及び実践により新1年生が不安なく入学できる体制を整えてまいります。

「小中一貫教育」にも関連いたしますが、「総合的な学習の時間」では、9年間を見通した取組になるよう、令和7年度中に教育内容を再検討し、「まちづくり」「森林環境教育」「キャリア教育」を学習内容の柱に据えてまいります。

次に部活動の地域移行につきましては、令和7年度中に「スポーツ文化クラブ」を設置し、移行が可能な種目から取り組んでまいります。

また、周辺自治体との広域連携により、移行を検討するとともに、広域の中で子どもたちが希望する部活動等に取り組むことができるよう検討してまいります。

次に生涯学習については、スポーツや文化芸術は、年齢に関係なく親しみながら、ご自身が進んで取り組むことは人生の充実につながります。

また、複数人で学ぶことや興味を示される方々に教示いただくことに発展することは、良好な人間関係を築ききっかけになります。公民館としては、自ら実践したい、

学びを深めたい、多くの方々と楽しみたいなど、人生にとって潤いを与える芸術文化の取組を後押ししてまいります。

特に文化交流については、本町の母村である「郡上市」との交流連携を図ってまいります。子どもの交流では郡上市高鷲中学校と下川中学校の中学生の相互交流をめざします。当町の「上名寄郷土芸能保存会」と郡上市の「郡上踊り保存会」との交流を継続し、伝承の機運を醸成しながら、次世代へつないでまいります。「母村」郡上市との交流は、「伝える、つなぐ、深める、高める」を念頭に、文化、人的、経済まで幅広い範囲に及ぶものを考え、文化交流はその柱の一つであります。史実の相互理解を通じて町民の皆様理解を深めていただき、両市町との関係を更に深めることも重要と考えております。

### 地域住民と連携する教育

3点目は「地域住民と連携する教育」についてです。

下川町の歴史や様々な経過に対して知見を有する方に「語り部」を担っていただき、児童生徒に対する歴史やふるさと交流館など先人が残された歴史財を解説できる体制を継続いたします。また、町外からお越しの方々に対しても説明できるよう調整してまいります。

児童室においては、児童自らが入室し、放課後児童対策として見守りする機能を有します。児童室は児童厚生施設であり、健全な遊びを与えて健康の増進や情操を豊かにする施設です。子どもは家庭が責任をもって育てることが基本でありますので、保護者説明会などを通じて児童室の適正な利用と役割分担の明確化を図ってまいります。

公民館の利活用については、「町民に使用していただける施設」を念頭に置き、使用規範を随時見直してまいります。また、利活用を進めるために積極的に使用して文化教育活動を高めていただくよう周知するとともに、「公民館の在り方」を考察して、必要に応じて仕組みの改正を検討してまいります。

スキージャンプ選手の育成については、先人の取組が現在まで継続され、著名な選手を輩出しており、下川町の誇りとして、まちづくりに多大なる価値を有します。今後におきましても、下川町の優位性が発揮できるスキージャンプ選手の育成と町外から育成を希望される生徒を受け入れする宿泊交流施設の維持管理を継続してまいります。

下川商業高校の生徒確保につきましては、様々な振興施策を講じながら引き続き積極的に取り組んでまいります。進学先確保とともに高校の存否は下川町のま

ちづくりに大きな影響を及ぼしますので、様々な角度から情報収集を進めてまいります。

また、数年後に名寄管内の中学卒業生は25%ほど減少すると予想されていますが、可能な限り維持できるよう関係機関に働きかけてまいります。なお、スキージャンプ選手の育成のために下川商業高校に入学を目指すことができる利点についても、全国各地に向けて情報発信するなど地道に取り組んでまいります。

本年度におきましても、下川町の教育行政に直接責任をもつ教育委員会として、町長部局と緊密に連携しながら、本町の教育行政の充実・発展に取り組んでまいります。

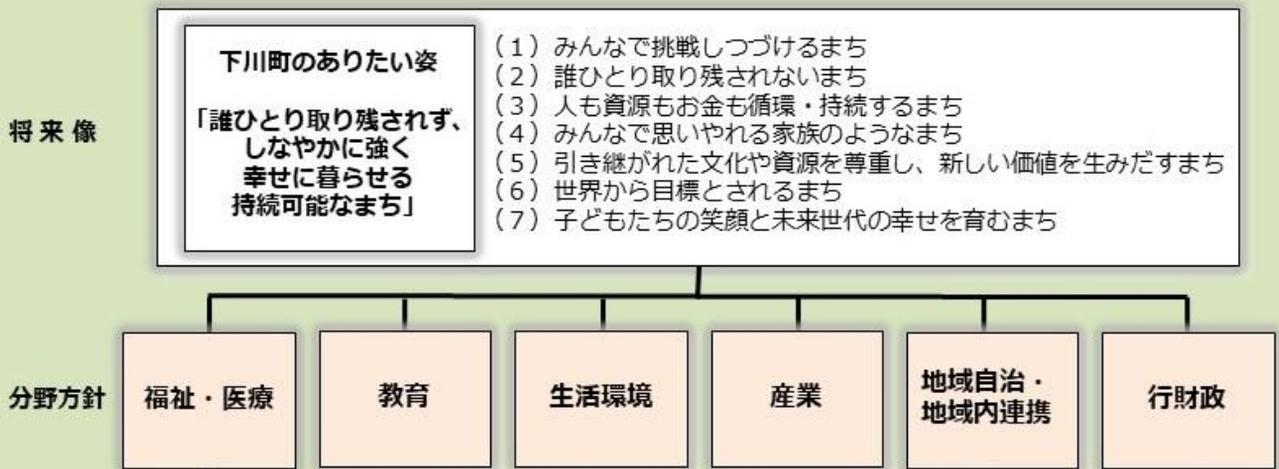
今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、下川町教育行政執行方針とさせていただきます。

## 第6期下川町総合計画と令和6年度予算について

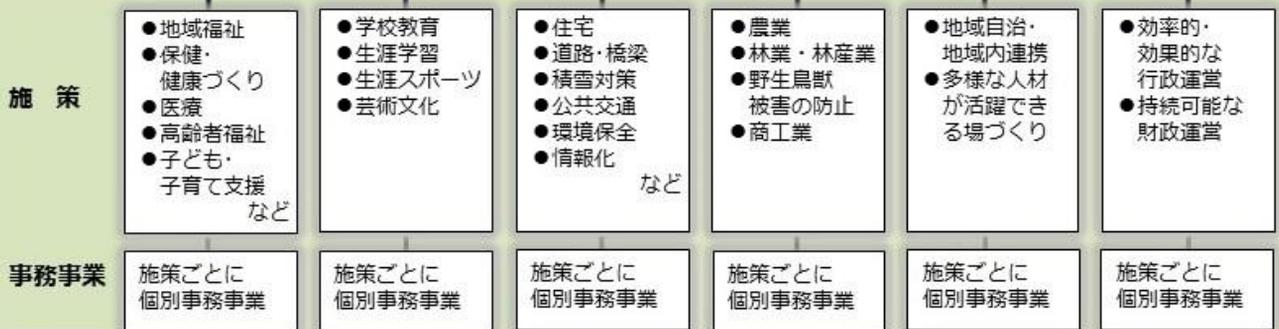
第6期下川町総合計画は、下川町が目指す将来像などを明らかにした「基本構想」、その将来像の実現のため取り組むべき施策を位置づけた「基本計画」で構成しています。

総合計画には、国内外の新たな社会潮流である「持続可能な開発目標（SDGs）」を取り入れ、目の前の課題解決だけの視点でまちづくりを進めるのではなく、これから生まれてくる未来世代のことや本町を取り巻く社会情勢の変化などを予測しつつ、将来像に「2030年における下川町のありたい姿」を位置づけ、長期的、複眼的な視点でまちづくりを進めていくこととしています。

### (1)基本構想【2019年度(令和元年度)～2030年度(令和12年度)】



### (2)基本計画



### 総合計画とは

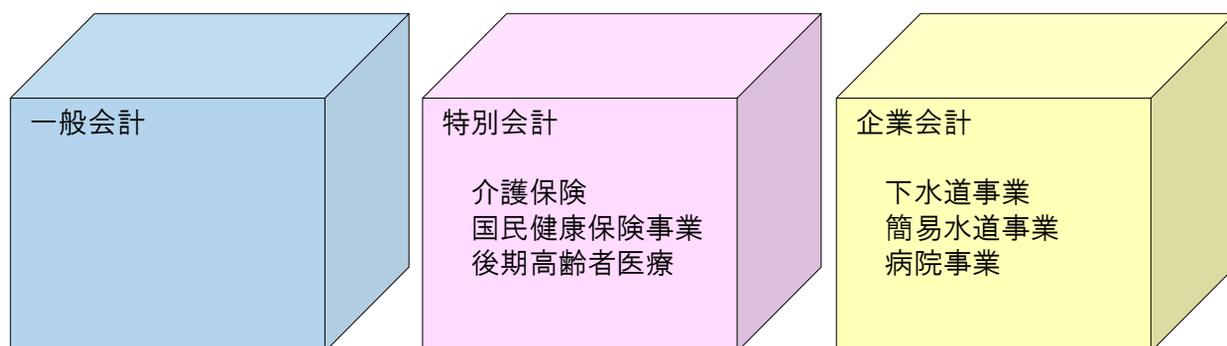
「下川町がどのようなまちを目指すのか」という将来像や目標の実現に向けた取組みを全ての分野において、総合的、計画的にまちづくりを行うための計画です。



## 令和7年度各種会計予算

単位：千円

会計名	7年度予算額	6年度予算額	比較	伸び率
一般会計	6,066,000	5,614,000	452,000	8.1%
介護保険特別会計				
介護保険事業勘定	459,640	459,870	▲230	▲0.1%
介護サービス事業勘定	347,050	337,380	9,670	2.9%
国民健康保険事業特別会計	485,030	490,950	▲5,920	▲1.2%
後期高齢者医療特別会計	73,870	71,640	2,230	3.1%
下水道事業会計	509,488	525,746	▲16,258	▲3.1%
簡易水道事業会計	321,298	476,473	▲155,175	▲32.6%
病院事業会計	648,130	604,662	43,468	7.2%
合計	8,910,506	8,580,721	329,785	3.8%



## ■一般会計

福祉、産業振興、道路整備、教育など、町の施策の中心的な会計です。特別会計と企業会計に属さない全ての予算が一般会計に計上されます。

## ■特別会計

特定の事業を行う場合に、特定の歳入を特定の歳出に充てるなど、一般会計と区別する必要がある場合に設置する会計です。介護保険事業など3つの特別会計があります。介護保険特別会計は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に分かれます。

## ■企業会計

独立採算性による経営など、企業的な性格をもった事業を運営する会計です。下水道事業など3つの企業会計があります。令和6年度から下水道事業及び簡易水道事業が公営企業会計へ移行しています。

## 令和7年度一般会計予算概要

## 町の収入（歳入）

単位：千円

科 目	比 較	予算額
【 自 主 財 源 】	町が自主的に集めることができる収入	
町 税	町民の皆さんが納める税金	349,547
分担金及び負担金	事業に必要な経費の一部を受けるサービスに応じて利用者が負担するお金	39,070
使用料及び手数料	町の施設の利用や住民票などの証明書を発行する際にかかるお金	103,988
財 産 収 入	町有林主伐・間伐材や特用林産物（しいたけ）の売り払い収入など	234,622
寄 附 金	ふるさと納税などのお金	59,500
繰入金・繰越金	町の貯金（基金）などからの繰り入れや前年度の財源として繰り越すお金	256,980
諸 収 入	他団体からの補助金や雑入など	206,913
【 依 存 財 源 】	国や北海道から交付されるお金や町債	
地方譲与税など		222,500
地方交付税		2,940,000
国・道支出金		696,080
町 債	道路などを整備するために、国や銀行から借り入れるお金	956,800
合 計		6,066,000

町の支出（歳出）

単位：千円

科 目	比 較	予算額
議 会 費	議会運営などに要する経費	35,552
総 務 費	役場庁舎の管理、広報、公共交通、防災、戸籍、SDGs未来都市、ゼロカーボンの推進などに要する経費	546,483
民 生 費	高齢者や障がい者福祉、子育て支援などに要する経費	771,323
衛 生 費	健康づくりやごみ処理などに要する経費	754,005
農 林 業 費	農林業の振興や森林整備などに要する経費	650,071
商 工 労 働 費	商工振興や観光・地域振興などに要する経費	392,486
土 木 費	道路、公営住宅、公園、除雪などに要する経費	540,061
消 防 費	消防に要する経費	235,603
教 育 費	学校教育、生涯学習、スポーツ振興などに要する経費	638,189
公 債 費	借金の返済などに要する経費	672,883
給 与 費	職員の給料などに要する経費	826,617
予 備 費	緊急に必要とする場合に備えておく経費	2,727
合 計		6,066,000

## 生活習慣病予防事業

予算額 1, 420万円

<b>担 当</b>
保健福祉課 (総合福祉センター内)
☎ 4-3356

<b>財 源</b>	
町の負担額	444万円
道の負担額	19万円
諸収入	957万円

町の健康実態や個々の状態に合わせ、生活習慣病の予防や重症化予防を図り、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸に取り組めます。

- ✓ハピネス健診、後期高齢者健診  
健診の項目に心電図や眼底検査、腎機能を見る項目を追加しています。肥満や高血圧、高血糖、脂質異常などによる血管変化を早い段階で把握します。
- ✓健診結果説明  
健診結果からわかる体の状態を個々に読み取り、予防のための生活を共に考えます。
- ✓内臓脂肪CT検診
- ✓肝炎ウイルス検診
- ✓健康相談、訪問指導、健康教育
- ✓高齢者の保健事業・介護予防一体的実施

## 母子保健事業

予算額 354万円

<b>担 当</b>
保健福祉課 (総合福祉センター内)
☎ 4-3356

<b>財 源</b>	
町の負担額	320万円
道の負担額	13万円
国の負担額	21万円

安全な出産と産後間もない時期の身体的な回復や精神的な安定を図り、健やかな育児ができるよう支援します。

- ✓妊産婦健康診査
- ✓1か月児健康診査
- ✓産後ケア
- ✓新生児聴覚検査
- ✓ウェルカムベビークラス
- ✓不妊治療支援
- ✓乳幼児健診・相談・訪問



## がん検診事業

予算額630万円

<b>担 当</b> 保健福祉課 (総合福祉センター内) ☎ 4-3356
--

<b>財 源</b>	
町の負担額	533万円
国の負担額	3万円
受診者の負担額	94万円

胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん検診を行い、早期発見、早期治療に結びつけます。加入している医療保険（国保・社保・後期高齢者等）によって自己負担額が変わります。生活保護を受給している方は自己負担はありません。

✓今年度、次の年齢になる方は検診料金が無料になります。

胃がん検診、肺がん検診	40歳
大腸がん検診	40歳、41歳、46歳、51歳、56歳、61歳
子宮がん検診	20歳、21歳、26歳、31歳、36歳、41歳
乳がん検診	40歳、41歳、46歳、51歳、56歳、61歳

✓5月24日（土）・25日（日）、10月25日（土）・26日（日）は、総合福祉センター「ハピネス」で行う胃がん、肺がん、大腸がん検診と併せて、ハピネス健診、国保特定健診、後期高齢者健診、エキノコックス症検診が受けられます。  
10月6日（月）は、総合福祉センター「ハピネス」で子宮がん、乳がん検診が受けられます。

✓旭川がん検診センターで、胃がん、肺がん、大腸がん、CT肺がん、子宮がん、乳がん検診を個別に受けることができます。  
11月27日（木）は、すべてを受けられるバスツアーもあります。

✓町立下川病院で、胃がん、肺がん、大腸がん検診を個別に受けることができます。

## 町立下川病院

予算額6億4,813万円

## 担 当

町立下川病院  
☎ 4-2039

## 財 源

入院・外来収益	3億2,041万円
一般会計の負担	2億329万円
その他収益	8,145万円

町民が住み慣れた地域で安心して医療を受けることができるよう、安定した医療提供体制と病院運営を進めていきます。

### ✓医療連携ネットワーク（ポラリスネットワーク）の活用

ポラリスネットワークは専用のインターネット回線を利用し、主に名寄市立総合病院との間で診療情報を共有するシステムです。

画像・検査・薬歴等の情報が共有でき、安心した医療サービスを受けることができます。

### ✓禁煙外来をご利用ください

当院では、禁煙治療を行うことができます。たばこに含まれるニコチンは依存性が強く「ニコチン依存症」という治療が必要な病気です。医師と看護師にアドバイスを受けながら治療を進めていきます。治療期間は12週間（3ヶ月）で5回の診療が必要です。禁煙を考えている方は、お問い合わせください。

### ✓経鼻胃内視鏡（鼻から挿入する胃カメラ）のお知らせ

当院では、口からの内視鏡が苦手な方などに経鼻胃内視鏡検査を行うことができます。食道・胃・十二指腸の中をカメラで観察し、炎症・潰瘍・ポリープ・癌などの病気の有無を確認できます。

また、大腸カメラも行うことができますので、お問い合わせください。

### ✓夜間診療を行っています

第2・第4木曜日は夜間診療を行っています。  
受付は17時15分から18時30分までです。

### ✓外科医の在院日のご案内

第2・第4金曜日に北海道地域医療振興財団から外科医が来院し、外科診療を行っています。（※日によって外科医が不在の場合もございますので、事前にお問い合わせください。）

受付は8時30分から11時30分、13時から16時30分です。

### ✓発熱の際の受診について

受診される方の待機時間解消と感染拡大予防のため、来院時間を調整しています。事前にお電話いただくか、病院玄関前のインターホンにおいてご連絡いただきますようお願いいたします。

※休日、夜間においては、インターホンへの対応ができません。

**介護予防・日常生活支援総合事業** **予算額 1, 538万円**

**担 当**  
 地域包括支援センター  
 (総合福祉センター内)  
 ☎ 5-1165

財 源	
介護保険料の負担	128万円

介護保険被保険者が要支援、要介護状態にならないよう介護予防を目的に日常生活を支援します。また、地域における住民主体の通いの場づくり等を支援します。

●介護予防・生活支援サービス事業

対象者：①要支援認定を受けた方

②基本チェックリストにより対象者（事業対象者）となった方

※サービスを利用する場合は、町に申請が必要です。

サービス名	内 容
訪問型サービス	日常生活に支障がある高齢者の方等にヘルパーが訪問し、買い物、掃除、洗濯等の日常生活上の支援をします。
通所型サービス	見守り等の支援が必要な方にデイサービスセンターで、食事、入浴、体操、レクリエーション等の支援をします。
その他の生活支援サービス	<p>【総合事業配食サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町が指定している事業所が安否確認も兼ねて自宅にお弁当を配達します。利用上限週3回（昼食のみ）</li> </ul> <p>【総合事業給食サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認も兼ねて共生型住まいの場「ぬく森」で、食事を提供します。毎日・毎食（朝食、昼食、夕食）利用可能</li> </ul> <p>【総合事業訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らしの高齢者などで家の中に閉じこもりがちな方を定期的に訪問して、体調確認等の安否確認などをします。</li> </ul>
通所型サービスA	閉じこもり予防や介護予防を目的にデイサービスセンターで体操やレクリエーションを2時間程度行います。（月1回）
介護予防ケアマネジメント	主に地域包括支援センターが多職種と連携してマネジメントします。

●一般介護予防事業

対象者：65歳以上の方、及びその支援のための活動に関わる方

事業名	内 容
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する知識の普及啓発の為セミナーや講座、パンフレットの配布等を行います。
地域介護予防活動支援事業	ふまねっと、カーリンコン、キャラバン・メイトなど、地域の住民が主体となった介護予防活動の支援や、介護予防ボランティア活動に対して、介護予防アクションポイント事業を行い、活動を支援します。
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防教室（元気教室、ハピネス・スクール）の開催や作業療法士による訪問指導、地域における介護予防の取り組みを強化するための普及啓発を行います。
介護予防把握事業	民生委員等地域の情報を集約して、閉じこもり等何らかの支援を必要とする方を把握し、関係機関と連携して必要な支援に繋がります。

●その他の事業

対象者：65歳以上で要支援及び要介護の認定がされていない方

事業名	内 容
介護予防福祉用具貸与	町で指定されている歩行器と杖の貸し出しをします。 ※返却時の消毒代で実費負担となる場合があります。
介護予防福祉用具購入	入浴用具（浴槽用手すり、浴槽内台、シャワーイス、移乗用台）購入費用を助成します。 ※購入上限額5万円。その1割が自己負担になります。

**高齢者入湯料・入湯交通費助成事業** **予算額 253万円**

**担 当**  
保健福祉課  
(総合福祉センター内)  
☎ 4-3356

財 源	
町の負担額	253万円

健康の保持や療養のため、高齢者や心身障がい者に対して、五味温泉の入湯料を支援します。

【対象者】

- ✓70歳以上の方（70歳の誕生日を迎えた日から適用）
- ✓身体障害者手帳を交付されている方
- ✓療育手帳を受けている者のうち在宅生活の方



【利用回数】

- ✓年間100回まで（入湯券の有効期限は翌年3月31日まで）
- ✓窓口で一度に発行できるのは20回分または40回分まで

【その他】

- ✓70歳以上の方（70歳の誕生日を迎えた日から適用）は、五味温泉までのコミュニティバスに乗車するために要した営業バスの交通費の一部を支援します。（100往復分を限度）

介護者について

以下の条件に該当する方の介護者に入湯券を発行できます。

- 身体障害者手帳に記載されている障害名が、視覚障害及び肢体不自由に該当し1級及び2級の認定を受けた方
- 療育手帳A判定の方
- 介護保険で要介護認定を受けた方

認定こども園運営事業

拡充

予算額4,360万円

<b>担 当</b> 保健福祉課 (認定こども園) ☎ 4-2413
---

財 源	
町の負担額	3,671万円
道の負担額	303万円
国の負担	213万円
利用者の保育料	173万円

●一時保育事業

下川町認定こども園「こどものもり」では一時保育事業を行っています。

【対象者】

認定こども園に入園していない子どもの保護者が、保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭、断続的な就労等社会的にやむを得ない事由により、緊急及び一時的に家庭における育児が困難となった場合の乳幼児を預かります。

【利用料金】

区分	4時間以内	1時間増す毎に	※4時間を超える使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算します。 ※生活保護法等に係る世帯は免除することができます。
3歳未満児	600円	100円	
3歳以上児	500円	100円	

【令和7年4月1日の利用分から以下のとおり利用内容を拡充します。】

利用日数	月10日以内
利用時間	午前8時から午後6時まで

歯科診療所誘致事業

予算額5,541万円

<b>担 当</b> 保健福祉課 (総合福祉センター内) ☎ 4-3356
--

財 源	
町の負担額	5,541万円

歯科診療所を誘致することで、歯科保健、歯科医療の提供体制を確保します。

- 起業型地域おこし協力隊の委嘱 1名
- 設備等整備事業への支援 1件

## 医療給付事業

予算額 1, 947万円

<b>担 当</b>
保健福祉課 (総合福祉センター内)
☎ 4-3356

<b>財 源</b>	
町の負担額	1,367万円
国の負担額	7万円
道の負担額	573万円

乳幼児等の方、重度心身障害者の方、ひとり親家庭等の方の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、医療費の助成を行います。

## 1. 対象者

<b>【乳幼児等】</b>	下川町に住所を有する世帯に属し、健康保険に加入している満18歳に達する日（誕生日前日）以後の最初の3月31日までのお子さん。 ※「生活保護世帯」「重度心身障害者医療」「ひとり親家庭等医療」の助成対象者は除きます。
<b>【重度】</b>	○身体障害者手帳をお持ちの方：1級、2級、3級の一部（内部障害） ○療育手帳をお持ちの方：重度の知的障害者（A判定） ○精神保健福祉手帳をお持ちの方：1級 ※前年の所得額が一定額以上の場合、対象となりません。 ※受給者が18歳までの児童の場合は、所得制限されません。 ※65歳以上の方は、後期高齢者医療の加入者が対象です。
<b>【ひとり親】</b>	下川町に住所を有し、健康保険に加入するひとり親家庭
	「親」 18歳未満の児童及び、18歳以上20歳までの児童を扶養するひとり親家庭の母または父。 「子」 18歳未満の児童及び、両親の死亡等により他の家庭（養育者）において扶養されている18歳未満の児童。なお、学生・無職等によりひとり親家庭の母、父、又は養育者に扶養されている児童は20歳まで ※前年の所得額が一定額以上で18歳までの児童がいる場合は、乳幼児等医療費助成制度に移行となります。

## 2. 助成内容

<b>【乳幼児等】</b>	健康保険が適用される「医科入院、外来」「歯科入院、外来」「調剤」「柔道整復」「指定訪問看護」、医師の診断により作成された治療用の補装具等も対象となります。
<b>【重度】</b>	※「医療保護入院」の場合は、助成内容が異なります。（重度） ※精神保健福祉手帳1級をお持ちの方の入院は除きます。（重度）
<b>【ひとり親】</b>	「親」 健康保険が適用される「医科入院」「歯科入院」「指定訪問看護」
	「子」 健康保険が適用される「医科入院、外来」「歯科入院、外来」「調剤」「柔道整復」「指定訪問看護」、医師の診断により作成された治療用の補装具等も対象となります。

◇受給者証をお持ちの方は、北海道内の保険医療機関等にかかる際、「健康保険加入を証明する書類」と「受給者証」（他の受給者証がある方はそれも併せて）を提示することで、自己負担分の助成が受けられます。

※入院時の食事にかかる費用（標準負担金）、薬の容器代、差額ベッド代などの保険外診療は助成の対象外です。

※北海道外の保険医療機関等にかかる場合は、健康保険加入を証明する書類のみを提示し、いったん自己負担分を支払い、その後、保健福祉課窓口で自己負担分の請求を申請してください。

## 小中一貫教育推進事業

予算額 95万円

担当  
教育課  
☎ 4-2511（内線512）

財源	
町の負担額	50万円
国の負担額	45万円

## 令和7年4月から施設分離型の小中一貫教育がスタートします！

## ■小中一貫教育とは？

現在、小学校と中学校にはそれぞれの教育目標がありますが、令和7年度に新教育目標を検討し、令和8年度から小中学校で統一された新教育目標がスタートします。

小中学校がめざす子ども像を共有するとともに、9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき展開する系統的な教育を行います。

## ■小中一貫教育のメリット

- ①義務教育9年間の長期的展望を見据え教育活動を実践し、先を見通した質の高い教育を継続的に展開します。
- ②小中学校の子ども達が交流することで、自分の役割や立場を自覚し、自尊感情を高め、心の成長を促します。
- ③小中学校が連携して地域との関わりを深めることで、ふるさとへの意識や自己肯定感の醸成が図られます。

## ■施設分離型での実施

今までと同じく、小学校と中学校の建物を使用しますが、教職員間の情報交換を通じて、児童生徒の理解や課題の明確化、相互乗り入れ授業、学習指導の工夫等により、子ども達の成長のために様々な取組を行います。

## ■小中一貫教育の具体的な取り組み

- ①一貫性のある教育課程の編成（義務教育9年間の長期的な視点に立った教育課程）
- ②小学校高学年における指導体制の工夫（専門性の高い教科の乗り入れ授業実施）
- ③学習方法・習慣の定着に向けた一貫指導（発達段階を勘案した指導方法の構築）
- ④特別支援教育の充実（支援計画や個々のニーズ、指導経過の情報交換体制整備）



## 学校教材費等助成事業

予算額 81万円

**担 当**  
教育課  
☎ 4-2511（内線517）

財 源	
町の負担額	81万円

■児童生徒の教材費等に係る経費の一部を助成し、保護者の負担を軽減することで、子育て環境の充実を図るとともに、児童生徒の健やかな成長を支援します。

## ▼小学校

1年間に係る教材費等の2分の1を補助

## ▼中学校

- ①ジャージ（上・下・ハーフパンツのすべてまたはいずれか）を購入した方が対象となります。
- ②購入費用の2分の1以内（上限7,000円で上・下・ハーフパンツ1着ずつ）となります。
- ③中学校に進学もしくは転入学する場合となります。
- ④中学校在学中に1度のみ申請可能です。  
（中学1年生で申請しなかった場合は中学2年生以降も有効）

## 下川商業高等学校支援事業

予算額 1,643万円

**担 当**  
教育課  
☎ 4-2511（内線517）

財 源	
町の負担額	1,643万円

下川商業高等学校の魅力ある学校づくりと、生徒確保による町内の高等教育の存続を図ります。

## ✓下川商業高等学校入学準備金及び通学生助成金 887万円

入学に係る費用（1人につき12万円）や町外からの通学費（定期運賃の2分の1以内）を助成します。

## ✓多目的宿泊交流施設利用助成 135万円

多目的宿泊交流施設を利用する生徒に対し、食事代を除く利用料の全額を助成します。

## ✓下川商業高等学校教育振興協議会交付金 350万円

札幌市内での販売実習費用、各種資格検定料を助成します。

## ✓下川商業高等学校体育文化活動助成 270万円

部活動の各種大会への参加費用を助成します。

## ウィークエンドスクール事業

予算額 242万円

担当  
教育課  
☎ 4-2511（内線517）

財源	
町の負担額	134万円
国の負担額	108万円

児童生徒の基礎的な学力向上と家庭学習の習慣化を図るため、週末などに無料の学習会を開催します。

- ✓小学生3～6年 国語、算数、理科、社会  
年間62回開催予定（週1～2回程度）
- ✓中学生全学年 国語、数学、理科、社会、英語  
年間72回開催予定（週1～2回程度）



## スポーツ少年団活動支援事業

予算額 109万円

担当  
教育課  
☎ 4-2511（内線513）

財源	
町の負担額	109万円

町内に在住する青少年などのスポーツ・文化活動を通じた健全育成と保護者の負担軽減を図るため支援を行います。

- ✓青少年スポーツ・文化全国全道大会出場支援助成金 45万円  
全道大会や全国大会の代表として出場する選手に対して、1人につき旅費相当額と大会参加料を合わせた金額の2分の1を助成します。ただし、町有バスを利用する場合、または他の団体などからの助成がある場合は、その額を除き2分の1の金額とします。
- ✓スポーツ少年団活動事業交付金 50万円  
スポーツ少年団に対して、次に掲げる金額を助成します。
  - ▼団体割 1団体当たり30,000円
  - ▼人数割 登録者1名あたり1,000円
  - ▼活動費割 前年度の活動費総額から、団体割、人数割を除いた金額の2分の1（上限75,000円）
- ✓下川町スポーツ少年団共用備品購入助成金 10万円  
少年団活動に伴う共用の備品購入について、年1回、総額の2分の1とし、10万円以内で助成します。ただし、他団体からの助成がある場合は、その額を控除します。
- ✓スポーツ少年団指導者等育成事業助成金 4万円  
少年団の指導者が、大会に出場するために必要な資格取得や研修会参加にかかる受講料の全額を助成します。



**エコ・アクション事業** 予算額 200万円

**担当**  
 総務企画課  
 ☎ 4-2511 (内線234)

財源	
町の負担額	200万円

■しもりんエコポイント事業

省エネ型の家電製品の購入や徒歩での移動など、環境に配慮した行動に対して、町内で使える「しもりんポイント」を進呈します。

しもりんエコポイントがもらえる行動の例

対象となる活動	進呈ポイント数
省エネ型冷蔵庫への買い替え	2,000ポイント/1回限り
省エネ型家電への買い替え	1,000ポイント/1回限り
歩こうしもかわへの参加	歩数に応じて/月1回
電力消費データの提供	100ポイント/月1回
ガス・灯油購入データの提供	100ポイント/月1回

**宅配等事業** 予算額 456万円

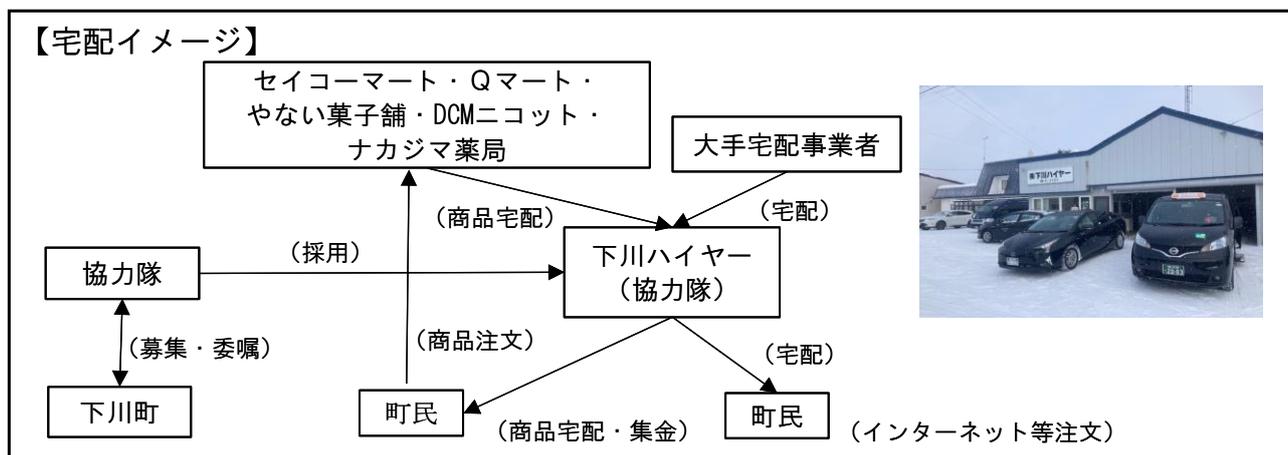
**担当**  
 町民生活課  
 ☎ 4-2511 (内線112)

財源	
町の負担額	456万円

地域の商店等から商品・薬を高齢者等へ有料で宅配するとともに大手宅配事業者の宅配、更には地域交通を継続・維持のため、地域おこし協力隊制度を活用し、住民の生活支援及び地域の公共交通の維持のため、これまで実証してきた事業の利用拡大や運用の効率化に取り組み、事業化を進めていきます。

※利用には事前登録が必要です。

※詳細は、宅配できるお店や町民生活課(4-2511(112))、下川ハイヤー(4-3103)にお問い合わせください。



## IP告知端末撤去事業

予算額 992万円

## 担当

総務企画課

☎ 4-2511 (内線224)

## 財源

町の負担額

992万円

「行政情報告知端末（IP電話）」の運用終了に伴い、今年度から3年間かけて町内事業者が「IP電話と付属機器の回収」と「屋外引込線の撤去」を行います。

回収・撤去費用の削減のため、IP電話と付属機器を役場へ持参いただける世帯の方に「しもりんポイント2000ポイント」を付与させていただきます。

## ☆ IP電話



## ☆ 付属機器（光交換機）



上記の2台を役場へ持参いただくと



しもりんポイント「2000ポイント」を付与させていただきます。

役場へ持参いただいた日に、しもりんポイントを付与いたしますので、しもりんポイントカードを必ず持参してください。



## よくあるご質問

Q 代理で知人宅のIP電話を役場へ持参しました。その場合は、自宅分と合わせて4000ポイント付与されますか？

A 付与されません。知人の方へ2000ポイントを付与いたします。  
この場合は、機器の他に、知人の「委任状」と「しもりんポイントカード」が必要です。

機器の取り外し方など詳細については、4月1日付けの全戸配布をご覧ください。

## 消費者協会活動交付金

予算額 60万円

<b>担 当</b>
町民生活課
☎ 4-2511 (内線116)

<b>財 源</b>	
町の負担額	18万円
道の負担金	42万円

安心・安全で豊かな消費生活による持続可能な地域社会の形成に向けた消費者行政を推進するうえで、行政と町民とをつなぐ役割を担う消費者協会の活動を支援します。

消費者協会は、セミナー、フリーマーケット、料理交流会などの事業や埋立ごみの減量化を主たる目的とした「ばくりっこ」の活動を通して、コミュニティの形成や環境、社会に配慮した消費のあり方などの情報提供や啓発活動を行います。

## 【ヒト・モノ・情報の交流拠点「ばくりっこ」】

目 的：遊休品の有効活用による埋立ごみの減量と  
地域コミュニティの形成

場 所：下川町民会館1階

開店日時：毎週、月・木・土の12時から16時まで

取扱方法：①無償でお預かり

②希望金額の提示を受けてお預かり

③譲りたいモノ、譲ってほしいモノの情報掲示板で当事者同士がお話合い



## 空き家対策総合支援事業

予算額 2,700万円

<b>担 当</b>
町民生活課
☎ 4-2511 (内線253)

<b>財 源</b>	
町の負担額	1,350万円
国の負担額	1,350万円

空き家を活用し、転入者、定住希望者の定住促進を図るため、住み替えによる住宅不足の緩和を推進するとともに、老朽化の著しい特定空き家の解体により、住民の安全確保、景観の維持向上を図ります。

なお、補助の対象は資格登録業者が施工した改修や解体に限られていますので、詳細は担当までお問い合わせください。

区分	対象者	補助率	留意点
空き家の「活用」	・ 町内に定住を希望されている方 ・ 町内に転入されてから10年以内の方	空き家の取得・改修等費用の2/3以内 (限度額500万円)	・ 空き家を取得し、かつ100万円以上の改修を行うこと ・ 10年以上居住すること
空き家の「解体」	・ 下川町に空き家を所有している方	空き家の解体費用の4/5以内 (限度額80万円)	・ 申請前に「特定空き家」の認定を受けること

※当該空き家については、概ね6ヶ月程度、空き家状態であることが条件となります。

## 快適住まいづくり促進事業

予算額1,500万円

<b>担 当</b>
町民生活課
☎ 4-2511 (内線253)

<b>財 源</b>	
町の負担額	1,297万円
国の負担額	203万円

快適な住環境の整備を促進し、定住の促進と下川町産認証木材の利用を促進するとともに、脱炭素社会の実現と地域経済の活性化を図ります。

なお、補助の対象は資格登録業者が施工した新築や改修などに限られていますので、詳細は担当までお問い合わせください。

区分	補助対象者	内容	補助基準・補助額
住宅の新築又は新築の建売住宅の取得		自らが居住する住宅に規則で定める基準性能を満たす住宅の新築又は新築の建売住宅の取得(以下「住宅新築等」という。)	建築又は購入に要する費用の20分の1以内 [限度額150万円]
		住宅新築等に下川町産認証木材を10m <sup>3</sup> 以上使用	下川町産認証木材の使用量1m <sup>3</sup> 当たり5万円を加算 [限度額100万円]
中古住宅等の取得	町民、町外居住者で住宅取得後の町民又は町内に住所を有する法人	自らが居住又は賃貸住宅の用に供するための中古住宅等の取得	住宅等の取得価格の5分の1以内 [限度額150万円]
住宅等の解体	所有者又は所有者から委任を受けた者。ただし、日本標準産業分類における不動産業を営む町外業者を除く。	住宅及び附帯する車庫、物置などの解体	解体費の2分の1以内 [限度額50万円]
住宅の改修	町民	自らが居住する住宅に規則で定める対象工事を行う住宅改修、改修に要する費用が100万円以上	省エネ改修に要する費用の5分の1以内 [限度額100万円]
	町民又は町内に住所を有する法人	町内に住所を有する賃貸住宅の所有者が行う改修、改修に要する費用が100万円以上	省エネ改修に要する費用の5分の1以内 [限度額75万円]
環境負荷の低減	町民、町外居住者で住宅取得後の町民又は町内に住所を有する法人	規則で定める基準性能を満たし、脱炭素化に資する対策により10ポイント以上を満たす住宅新築等	50万円を加算
再生可能エネルギーの活用	町民、町外居住者で住宅取得後の町民又は町内に住所を有する法人	住宅に30万円以上の木質バイオマス活用機器の設置	20万円 
		住宅等に公称最大出力1kWh以上の太陽光発電システムの設置	設置価格の6分の1以内 [限度額30万円]

## 公営住宅整備事業

予算額 7,796万円

## 担 当

町民生活課  
☎ 4-2511 (内線253)

## 財 源

町の負担額	5,060万円
国の負担額	2,736万円

移住・定住対策など多様化する住宅需要への対応や、住み良さを実感できる居住環境の向上に向けて、計画的に公営住宅の整備を行います。

## ○公営住宅長寿命化型改善事業

日昇団地(単身者住宅)：平成6年に建設した1棟10戸の住宅の内部改修を実施します。

日昇団地(特公賃)：平成6、7年に建設した3棟6戸の外装等改修の設計をします。



## 町営住宅整備事業

予算額1,666万円

## 担 当

町民生活課

☎ 4-2511 (内線253)

## 財 源

町の負担額

1,666万円

公営住宅や民間賃貸住宅に入居できない住宅困窮者や転入者に対し、町の各種施策に沿った住宅整備を進めていきます。

## ○町営住宅除却工事

幸町町営住宅：昭和23年に建設した1棟2戸の木造住宅を解体します。

中学校教員住宅：昭和52年に建設した1棟2戸の木造住宅を解体します。

## ○一の橋集住化住宅塗装工事

一の橋集住化住宅A棟：平成24年に建設した集合住宅の外壁塗装を実施します。



【中学校教員住宅】



【幸町町営住宅】

## 農業振興事業

予算額 1, 191 万円

<b>担 当</b>
産業振興課
☎ 4-2511（内線144）

<b>財 源</b>	
町の負担額	595万円
国の負担額	596万円

農産物生産の維持、向上などを目的に、下記の取組に対し補助します。

- ✓ホワイトアスパラ振興事業 24万円  
ホワイトアスパラの作付拡大に伴う資材経費に対して支援します。（1/3以内）
- ✓発酵消化液利用推進事業 110万円  
消化液散布費用に対して支援します。（1/3以内）
- ✓ハウス増設事業 200万円  
ハウス増設に係る資材費へ支援します。（1/3以内）
- ✓施設園芸高度化支援事業 176万  
施設園芸に係る作業の効率化を図るデジタル機器等の導入へ支援します。（1/2以内）
- ✓暑熱対策事業 282万円  
暑熱対策に係る資材費へ支援します。（1/3以内）
- ✓ハウス更新事業 374万円  
既存ハウスの更新費用に支援します（1/3以内）
- ✓6次産業化事業 25万円  
6次産業化するための試験、宣伝等費用に支援します。（1/2以内）

## 農業担い手対策事業

予算額 1, 216 万円

<b>担 当</b>
産業振興課
☎ 4-2511（内線144）

<b>財 源</b>	
町の負担額	1,166万円
国の負担額	50万円

新規就農者確保のための支援、事業者や事業承継予定者が行う新規取り組みを進め、将来の下川町農業の担い手に対する支援を行います。

- ✓新規就農者等支援事業（新規就農者の方） 1,116万円  
▽新規就農者へは、農地や農業用施設の賃貸料の補助や農業用機械等取得のために借入れた資金に対する補助など。
- ✓新中核的農業担い手対策事業（事業者及び事業承継予定者の方） 100万円  
▽情報交換のために行う研修支援には2分の1以内、最大10万円を補助します。



## 私有林整備支援事業

予算額1, 180万円

<b>担 当</b>
産業振興課
☎ 4-2511 (内線233)

財 源	
町の負担額	908万円
道の負担額	272万円

私有林における適切な森林整備を推進し、木材の安定供給や二酸化炭素の吸収機能など、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者に対して支援を行います。

区 分	補 助 基 準
植林（国・道の補助金を除く）	事業費の26%以内
森林認証林の場合	さらに上記補助残額の2分の1以内
除間伐（広葉樹林改良を含む）	国・道の補助残額の10分の4以内
森林認証林の場合	さらに上記補助残額の2分の1以内
下刈、枝打ちなど	国・道の補助残額の10分の4以内
自力による枝打ち	1ヘクタール当たり3万円
根踏及び作業路整備	事業費の3分の1以内

## 町有林整備事業

予算額2億851万円

<b>担 当</b>
産業振興課
☎ 4-2511 (内線233)

財 源	
町の負担額	5,853万円
道の負担額	5,900万円
木材売払代金等	9,098万円

町民の基本財産である町有林については、まちの基幹産業である林業・林産業の活性化と雇用の創出、地球温暖化の防止（二酸化炭素の吸収）、水源涵養など森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させるため、循環型森林経営により持続可能な森林づくりを進めます。

令和7年度の主な町有林の事業

樹木の植栽	32ha
下刈	161ha
除間伐	126ha
主伐	43ha



## 林業・林産業振興事業

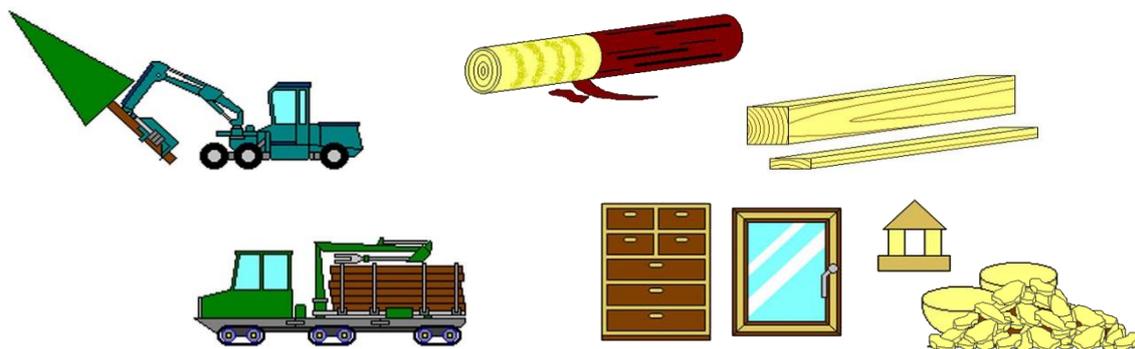
予算額4,000万円

担 当  
産業振興課  
☎ 4-2511 (内線243)

財 源	
町の負担額	2,000万円
国の負担額	2,000万円

まちの基幹産業である林業・林産業の更なる発展のため、事業者の自主的な努力を基調に、事業者が行う経営基盤の強化、新商品の開発、担い手育成などに対し、総合的な支援を行います。

区 分	補 助 基 準
事業者が行う経営基盤強化や経営革新及び新商品のための調査、研究、開発事業	事業費の2分の1以内 限度額100万円
事業者が行う経営基盤強化や安定化のための販路開拓事業	事業費の2分の1以内 限度額100万円
事業者が取得する認定、認証事業	事業費の2分の1以内
事業者が国及び道の補助を受けて実施する事業	事業費の国及び道費補助残額の3分の1以内 限度額5,000万円
事業者が林業振興と経営安定を図るために行う施設、機械、設備の整備事業	事業費の3分の1以内 ただし、デジタル技術導入、省エネルギーや再生可能エネルギー機器導入については2分の1以内
事業者の経営者及び従業員が国、道及び試験研究機関などが行う研修、資格免許取得、人材募集事業	経費の2分の1以内 限度額10万円 ただし、人材募集については、3分の2以内 限度額15万円



## 中小企業振興事業

予算額 2,000万円

**担当**  
産業振興課  
☎ 4-2511 (内線236・237)

財源	
町の負担額	1,000万円
国の負担額	1,000万円

町内の商工業は、事業主の高齢化や担い手・働き手不足の状況にあることから、就労者が働きやすい環境の整備を支援するとともに、空き店舗活用、集客を促進する店舗改修などを支援し、商店・商店街の魅力向上などを図ります。

※主な支援メニューを掲載しています。

区分	内容	補助率など
経営基盤強化及び経営革新事業	事業者及び経済団体等が行う調査研究、新商品開発、販路拡大等	1/2以内 (上限50万円)
	事業者及び経済団体等が行う施設整備、機械設備等導入	1/3以内 (上限1,000万円) ただし、デジタル技術、省エネルギー、再生可能エネルギー機器導入については1/2以内 (上限1,000万円)
人材育成事業	事業者及び経済団体等が行う資格取得、研修、人材募集	1/2以内 (上限50万円)  ただし、人材募集については2/3以内 (上限80万円)
商店街活性化事業	事業者及び経済団体等が行うイベントの開催	1/3以内 (上限10万円)
	事業者及び経済団体等が行う施設整備、機械設備等導入	1/3以内 ・店舗又は集客に役立つ施設に供するための空き店舗の改修、新築に伴う解体及び新築 (上限400万円) ・店舗、事務所等に伴う建物の新設及び改修 (上限100万円)
事業承継事業	事業承継予定者が行う資格取得、研修	1/2以内 (上限50万円)
	事業承継予定者が行う施設整備及び取得並びに機械設備等導入及び取得	1/2以内 (上限380万円)
起業化促進事業	新たに起業する事業者が行う施設整備、機械設備等導入	1/2以内 (上限380万円)



**奨学金返還支援事業** 予算額 0 万円

**担 当**  
 総務企画課  
 ☎ 4-2511（内線223）

「教育費の負担軽減」、「移住・定住促進」、「町内企業の人材確保」のため、奨学金を現在償還している町民に対して、奨学金の返還を支援します。

**対 象 者**

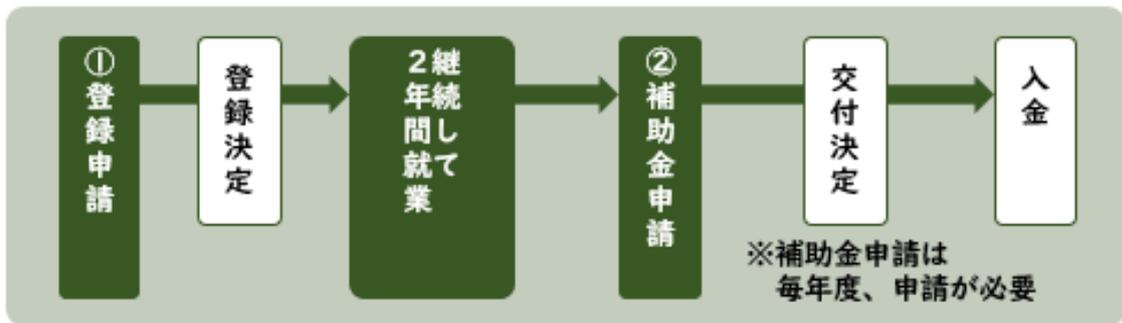
高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、大学院）の在学中に借入した奨学金を現在返還している町民で、**町内に就業した日から2年が経過した方。**（公務員は除く）

**補 助 額**

Uターン者等  
**月額3万円以内**、継続する5年間1回限り（最大180万円）  
 ※町内に3年以上、居住していた（している）方  
 Iターン者  
**月額2万円以内**、継続する5年間1回限り（最大120万円）  
 ※Uターン者等以外の方

**奨 学 金**

日本学生支援機構が貸与する奨学金、大学等が貸与する奨学金、その他、町長が認める奨学金



**注 意 事 項**

- 【就業先要件】
  - ・個人事業主も対象となります。
  - ・本社や本店等が町外にある場合は対象となりません。
- 【補助対象経費】
  - ・複数の高等教育機関で借入がある場合は、合算額を補助対象経費とします。
  - ・半年賦・年賦の場合は、月額平均返済額を補助対象経費とします。
- 【補助金申請】
  - ・毎年度の申請に当たっては、基準日（1月1日）に離職や転出していないことを条件とし、基準日に条件を満たしていない場合は、当該年度の補助金の該当になりません。

**町民主体によるSDGs課題解決推進事業** **予算額250万円**

**担当**  
 総務企画課  
 ☎ 4-2511（内線234）

財源	
町の負担額	250万円

「2030年における下川町のありたい姿」の実現や町内へのSDGs普及啓発が期待できる町民の自主的な活動（イベント開催、広報普及、人材育成、調査研究、地域自治活動）に対して支援します。

【助成対象者】  
 町民3名以上または事業者2者以上のグループ

【助成金額】  
 予算の範囲内で100万円以内

【助成期間】  
 原則として継続する3年度以内



※「ありたい姿」の実現が期待できない事業、食糧費や人件費、備品購入費などの経費は対象外になります。

※本事業を希望する場合は、事前にご相談ください。

- 「2030年における下川町のありたい姿」7つの目標**

  - 1 みんなで挑戦しつづけるまち
  - 2 誰ひとり取り残されないまち
  - 3 人も資源もお金も循環・持続するまち
  - 4 みんなで思いやれる家族のようなまち
  - 5 引き継がれた文化や資源を尊重し、新しい価値を生み出すまち
  - 6 世界から目標とされるまち
  - 7 子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち

スマホ役場構築事業

予算額 181万円

**担当**  
 総務企画課  
 ☎ 4-2511（内線223）

財源	
町の負担額	181万円

昨年10月から、町のLINE公式アカウントを「スマホ役場」にリニューアルし、役場に行かなくても、電話をかけなくても、24時間365日、スマートフォンなどから、LINEのトーク上で行政手続きなどが可能となりました。

現在、ご利用できる主な手続きは以下のとおりです。



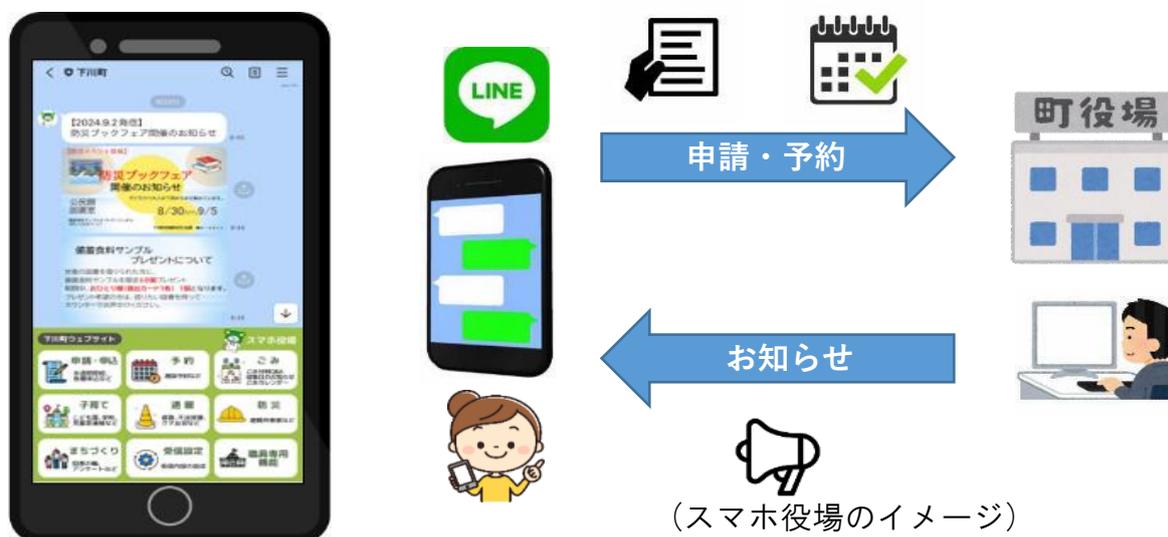
水道の開閉栓、予防接種(助成)の申込、確定申告の事前予約

施設予約(公民館、総合福祉センターハピネス、農村活性化センターおうる)

ごみ分別Q&A、収集日の通知設定、収集日カレンダー

こども園、小学校、中学校の欠席連絡等、児童室への連絡

上記手続きのほか、これまでIP告知端末で配信していた情報を受け取ることができますので、ぜひ「友だち追加」をお願いいたします。



● 「下川町LINE」を友だち登録するには・・・

下記のいずれかの方法で友だち追加できます。

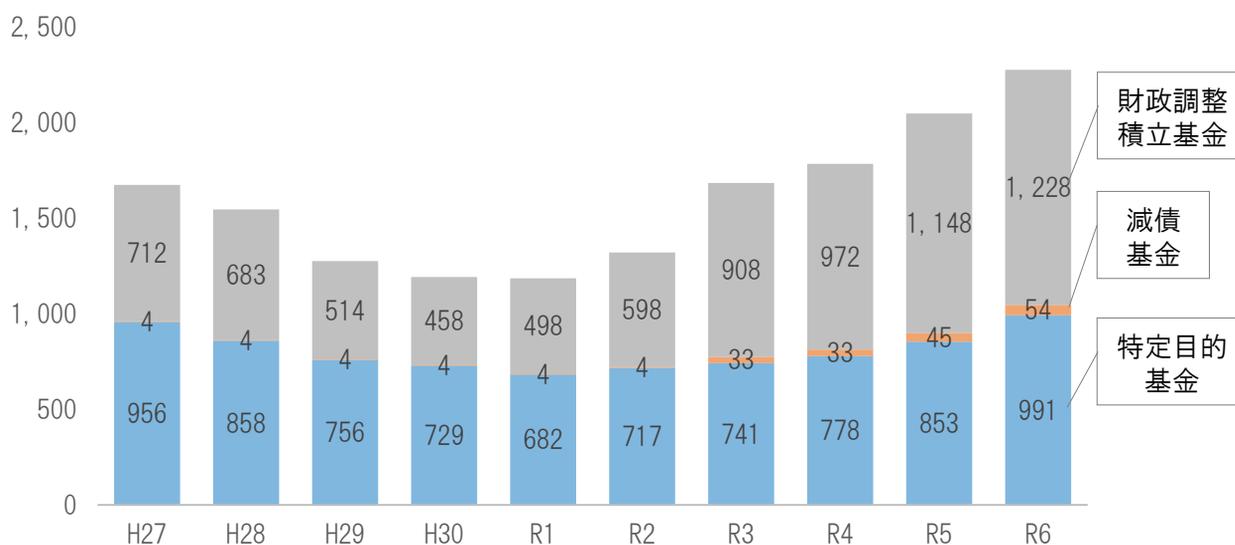
- ① ID検索にて「@shimokawa-town」で検索し、友だちに追加ボタンを押す
- ② QRコードを読み取る ⇒



## 貯金（借金）残高の推移

単位：百万円

基金の種類	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
財政調整積立基金	712	683	514	458	498	598	908	972	1,148	1,228
減債基金	4	4	4	4	4	4	33	33	45	54
特定目的基金	956	858	756	729	682	717	741	778	853	991
合計	1,672	1,545	1,274	1,191	1,184	1,319	1,682	1,783	2,046	2,273



## ■ 財政調整積立基金

財政運営上、収入の不足を補うための貯金です。

## ■ 減債基金

借入金（町債）の返済に使うための貯金です。

## ■ 特定目的基金

特定の目的をもった貯金で、ふるさとづくり基金、木質バイオマス削減効果活用基金、社会福祉事業基金、森林づくり基金、青少年育成基金、簡易水道施設基金など、15基金があります。

## 子育て支援策に「木質バイオマス削減効果活用基金」を活用します



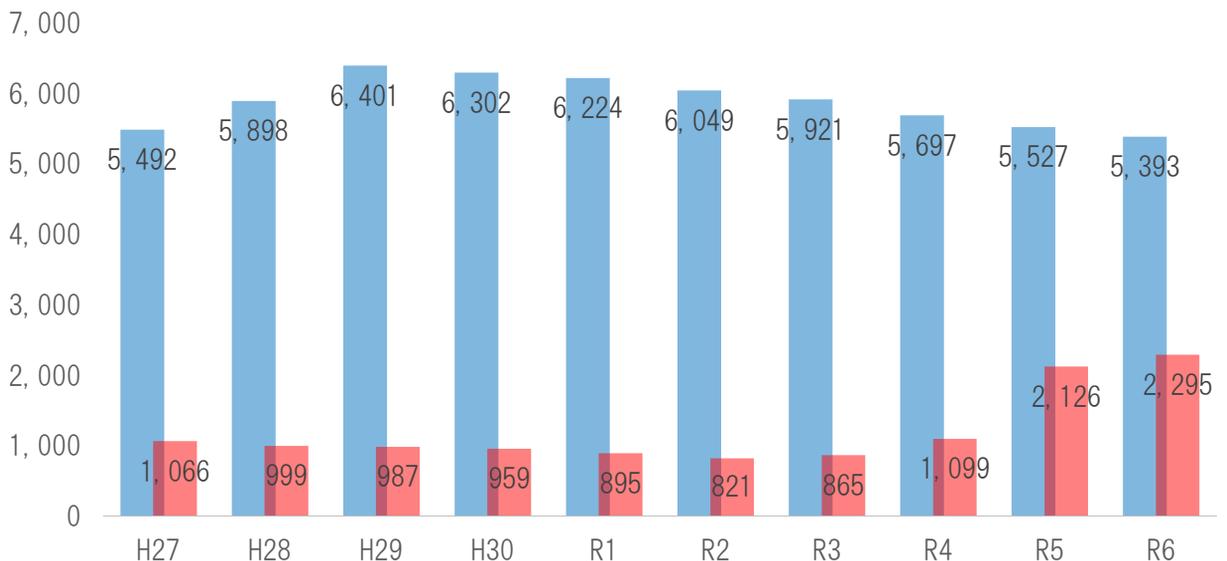
公共施設に木質バイオマスボイラーを導入したことによって削減した経費分を子育て支援に活用し、子育て支援の充実を図ります。

- 高校生までの医療費を全額助成 [事業費 1, 002 万円中・114 万円を充当]
- 2歳未満の子どもを育てる家庭への支援として、子ども1人あたり月額3, 000円分の商品券を支給 [事業費 60 万円中・60 万円を充当]
- 3歳未満児の保育料を6割軽減 [事業費 390 万円中・234 万円を充当]
- 不妊治療への支援 [事業費 91 万円中・91 万円を充当]
- 児童生徒の教材費経費を一部助成 [事業費 81 万円中・81 万円を充当]
- 学校給食費を2割軽減 [事業費 220 万円中・220 万円を充当]

## 借金（地方債）残高の推移

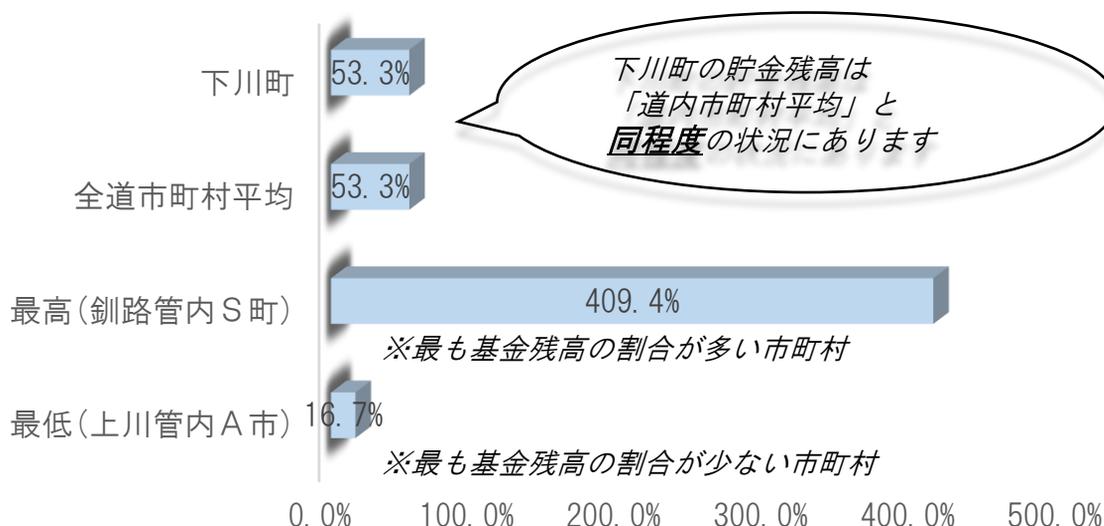
単位：百万円

会計名	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一般会計	5,492	5,898	6,401	6,302	6,224	6,049	5,921	5,697	5,527	5,393
下水道事業特別会計	962	890	834	791	748	696	696	643	670	655
簡易水道事業特別会計	0	20	25	31	31	30	90	397	1,389	1,562
介護保険特別会計	94	81	68	84	71	57	43	29	27	30
病院事業会計	10	8	60	53	45	38	36	30	40	48
合計	6,558	6,897	7,388	7,261	7,119	6,870	6,786	6,796	7,653	7,688



標準財政規模に占める貯金(基金)残高の割合(基金残高÷標準財政規模)

※令和5年度決算に基づく



PICKUP

✓標準財政規模とは？

地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源(町税や交付税など)の規模を示す指標で、家計に置きかえると、家の基礎的な収入である給料にあたります。

✓下図に示すとおり、本町より「貯金(基金)残高」が多くても「標準財政規模に占める割合」が低い場合、その団体の財政規模からすると余裕があるとは言えません。

✓以上のことから、それぞれの団体の財政規模に応じて貯金(基金)を確保する必要があり、本町では2030年までに標準財政規模の50%以上を確保することを目標としています。(第6期下川町総合計画「財政運営基準」)

イメージ

A市の場合



✓基金残高が下川町よりも5.0億円多い!



下川町の場合

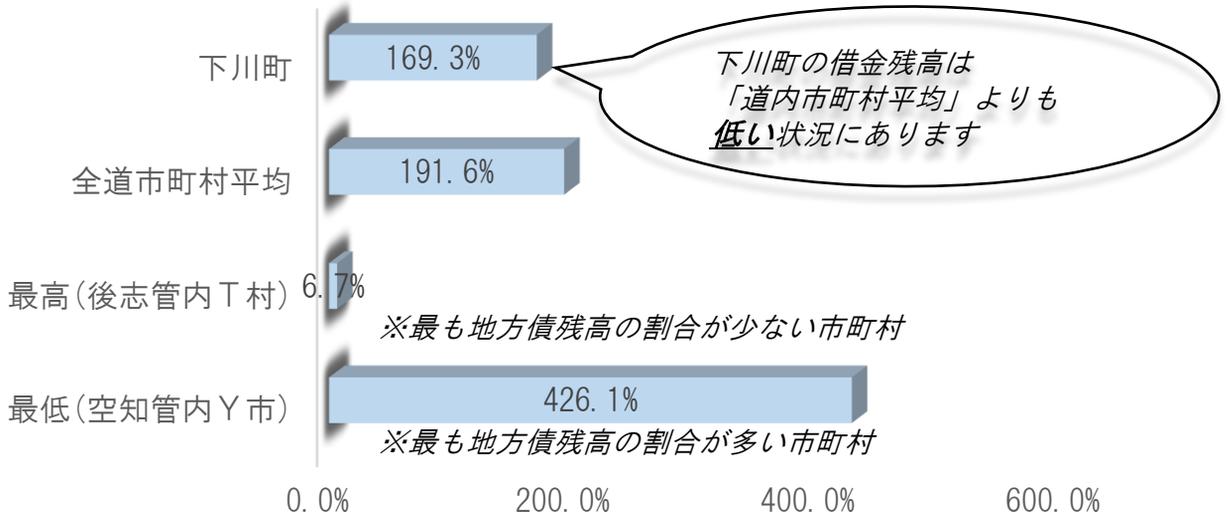


✓基金残高の割合がA市よりも27.4%多い!

0.0 50.0 100.0 150.0 200.0

標準財政規模に占める借金(地方債)残高の割合(地方債残高÷標準財政規模)

※令和5年度決算に基づく



PICKUP

✓標準財政規模とは？

地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源(町税や交付税など)の規模を示す指標で、家計に置きかえると、家の基礎的な収入である給料にあたります。

✓下図に示すとおり、本町より「借金(地方債)残高」が少なくても「標準財政規模に占める割合」が多い場合、その団体の財政規模からすると余裕があるとは言えません。

✓以上のことから、それぞれの団体の財政規模に応じて借金(地方債)を抑制する必要があり、本町では**2030年までに標準財政規模の200%以下に抑制**することを目標としています。(第6期下川町総合計画「財政運営基準」)

イメージ

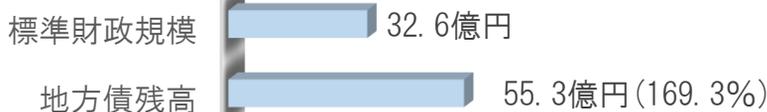
B町の場合

✓地方債残高が  
下川町よりも17.9億円少ない！



下川町の場合

✓地方債残高の割合が  
B町よりも50.3%少ない！



0.0 50.0 100.0 150.0 200.0

下川町行政組織機構図 (令和7年4月1日現在)

町 長  
田村 泰司

副 町 長  
市田 尚之

下川町役場

所在地 〒098-1206 上川郡下川町幸町63番地

連絡先 TEL01655-4-2511 FAX01655-4-2517

ホームページ <https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp>

総務企画課

課長  
山本 敏夫

課長補佐  
立花 勝博

課長補佐  
清水 元記

課長補佐  
蓑島 豪

主幹  
亀山 貴之

主幹  
宍戸 悠二  
(財しもかわ地域振興機構派遣)

産業振興課

課長  
亀田 慎司  
(農村活性化センター長・育苗施設長)

参事  
平野 優憲

参事  
平野 好宏  
(下川町商工会派遣)

総 務 係

係長  
立花 勝博 (兼)  
主査  
渡邊 達也 (兼)

情 報 係

係長  
渡邊 達也

行 財 政 係

係長  
清水 元記 (兼)  
主査(運転技術員)  
工藤 明広

企 画 調 整 係

係長  
蓑島 豪 (兼)  
主査  
亀山 貴之 (兼)

行政改革推進室

室長  
清水 元記 (兼)

SDGs 推 進 室

室長  
蓑島 豪 (兼)

地球温暖化対策  
推 進 室

室長  
山本 敏夫 (兼)

主査  
和田 健太郎  
(財しもかわ地域振興機構派遣)

主事  
池田 美咲  
主事  
大川 航季 (兼)  
事務補  
田村 天

主事  
大川 航季  
主事  
池田 美咲 (兼)  
事務補  
田村 天 (兼)

主事  
那須野 央人

主任  
佐藤 大樹

主任  
佐藤 大樹 (兼)

主任  
佐藤 大樹 (兼)

主事  
清水 瞳  
(環境省派遣)

農 業 振 興 係

係長  
河合 真悟  
主査農産加工専門員  
高野 英昭

主事  
高橋 風宇太  
主事  
佐藤 祐希  
主事  
笹岡 祐希

林 業 振 興 係

係長(主査森林づくり専門員)  
斎藤 丈寛  
主査技師  
今 裕一

主任森林づくり専門員  
伊東 拓馬

商 工 観 光 係

係長  
野崎 匡延

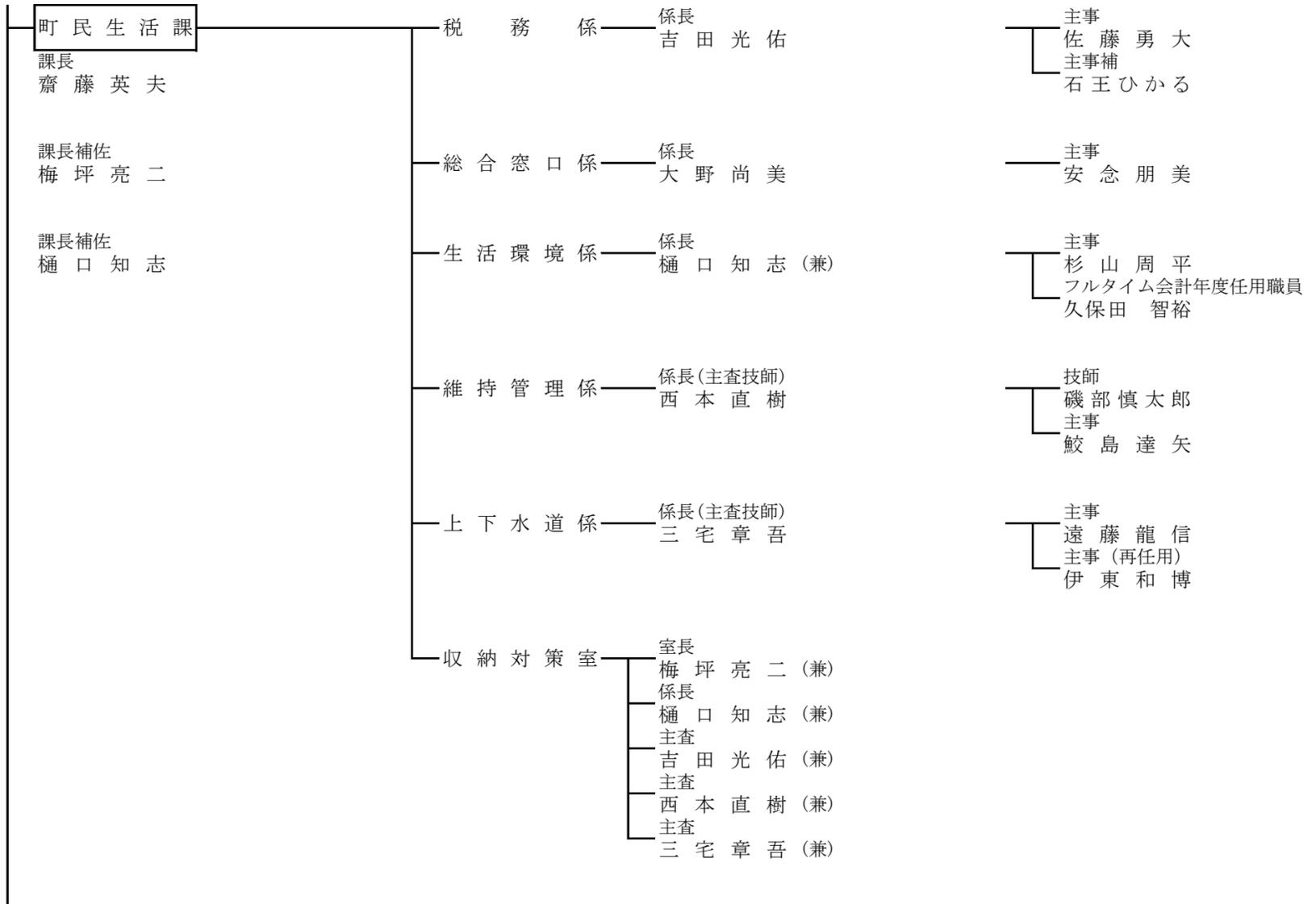
主事  
平木 達也

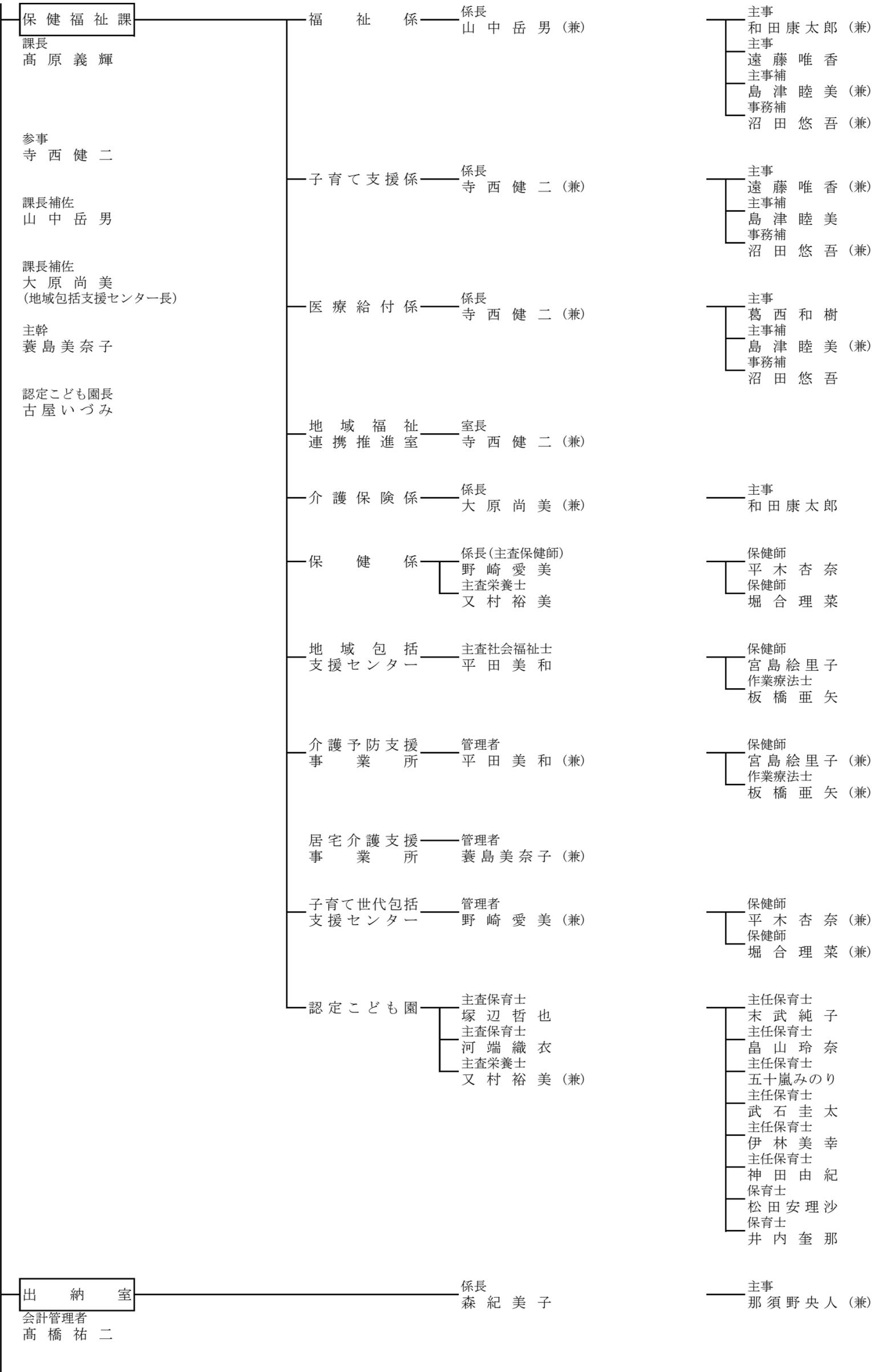
特 用 林 産 物  
栽 培 研 究 所

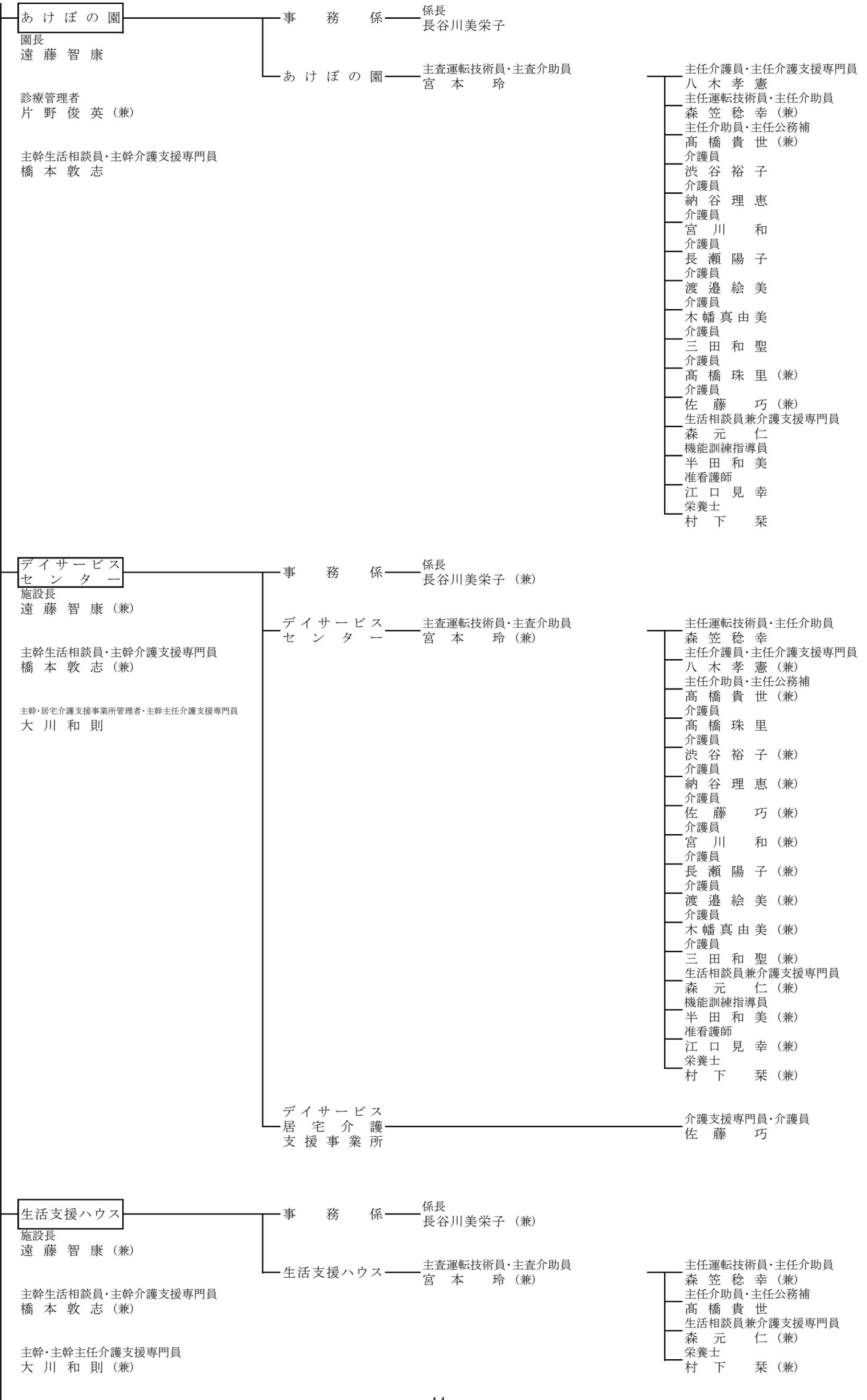
所長  
平野 優憲 (兼)

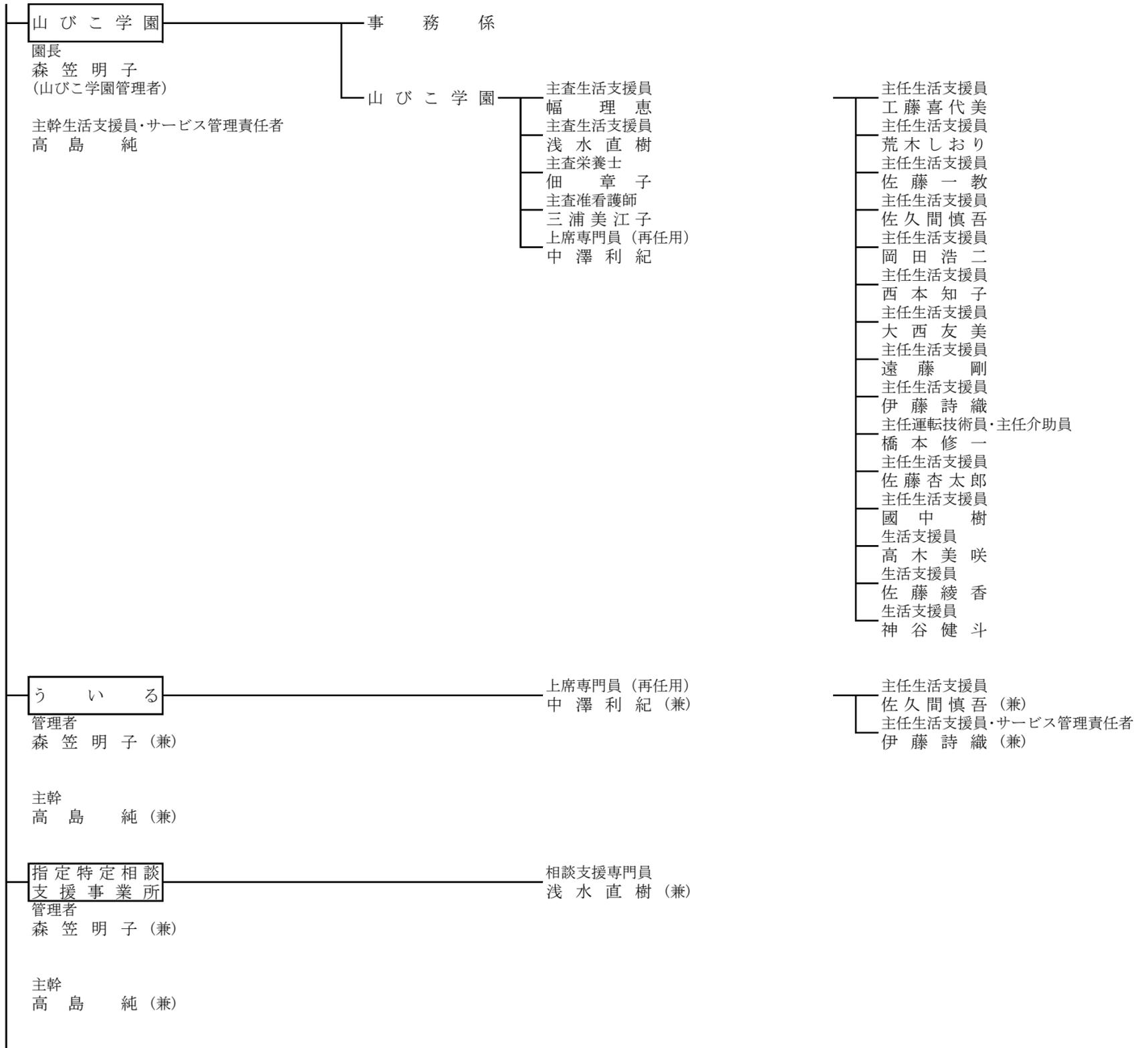
産 業 振 興 室

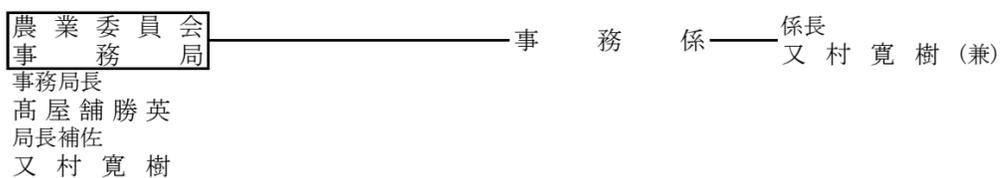
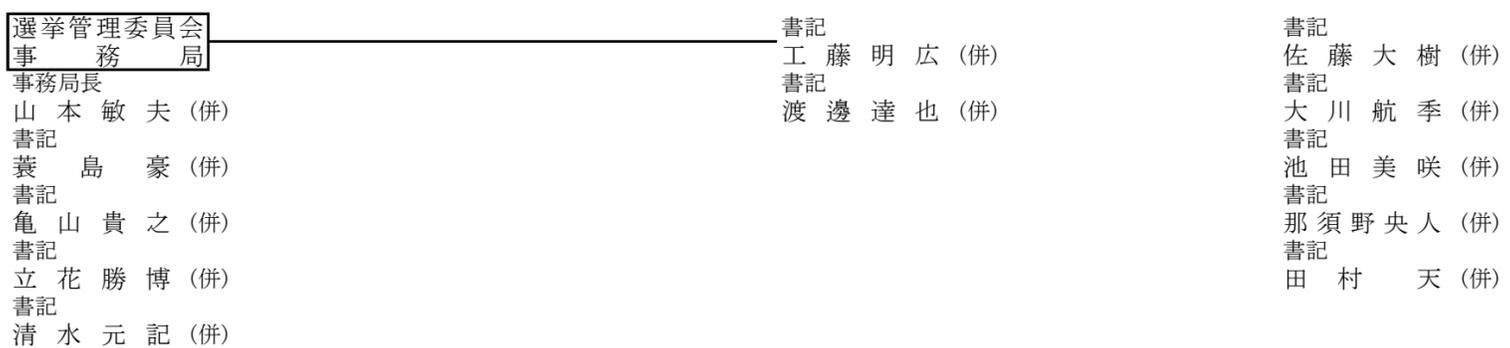
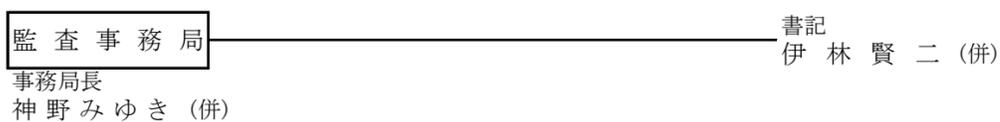
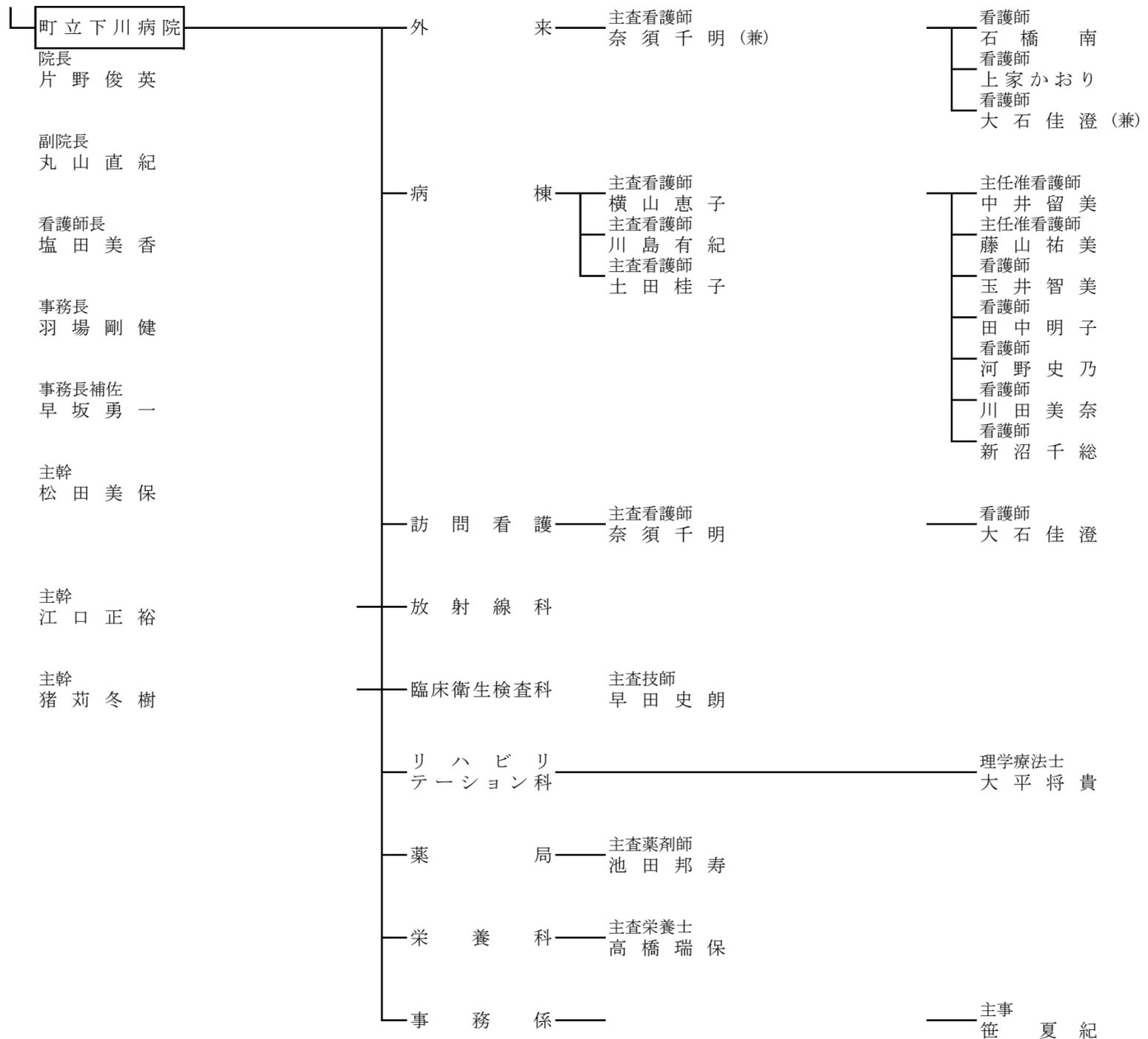
室長  
亀田 慎司 (兼)











教 育 長

古屋 宏彦

教育委員会  
教育課

課長  
小林 大生

課長補佐  
平田 豊和

主幹  
伊藤 克彦

総務係 係長 平田 豊和 (兼)

主事  
土井 光子 (兼)  
主事補  
川原 優斗

学校教育係 係長 平田 豊和 (兼)  
主査 松本 竜義 (兼)  
主査・地域学校協働コーディネーター  
本間 莉恵 (兼)

主任公務補  
蓑島 盛行  
主任公務補・運転技術員  
小坂 喜永  
主事  
土井 光子  
主事補  
川原 優斗 (兼)

社会教育係 社会教育上席専門員 (再任用)  
堀北 忠克  
主査 松本 竜義 (兼)  
主査・地域学校協働コーディネーター  
本間 莉恵

主事  
土井 光子 (兼)

芸術・文化係 係長 松本 竜義

生涯スポーツ係 係長 伊藤 克彦 (兼)  
上席専門員 (再任用)  
堀北 忠克 (兼)

主事  
馬淵 源  
主事補  
川原 優斗 (兼)

下川消防署

署長  
伊東 英晴

副署長  
大野 政弘

主幹  
濱田 知道

主幹  
林 清孝

主幹  
森 雄馬

庶務係 係長 濱田 知道 (兼)

主任  
南部 慎介  
藤澤 拓未

予防係 係長 森 雄馬 (兼)

主任  
草浦 辰徳  
今野 裕哉  
大西 励 稔 (兼)

警防係 係長 駒津 祐二

主任  
西村 健太 (兼)  
横澤 隼

救急係 係長 森 雄馬 (兼)

今野 裕哉 (兼)  
大西 励 稔

機械係 係長 林 清孝 (兼)

主任  
西村 健太  
横澤 隼 (兼)

係長  
塩田 晃久  
(上川北部消防事務組合消防本部派遣)

## 地 域 担 当 職 員 配 置 名 簿

令和7年4月1日

区 分		地 域 担 当 職 員				
公区名	管轄課長	主任	副主任	担当員		備考
上名寄第1	高橋 祐二	平田 豊和	長谷川美栄子	平木 達也		18戸
上名寄第2	高橋 祐二	蓑島 美奈子	又村 裕美	高橋風宇太		17戸
上名寄第3	山本 敏夫	又村 寛樹	渡邊 達也	板橋 亜矢		60戸
中成南	羽場 剛健	伊林 賢二	佐藤 大樹	遠藤 龍信	石王 ひかる	168戸
中成北	羽場 剛健	大野 尚美	和田 康太郎	川原 優斗		144戸
班 溪	小林 大生	亀山 貴之	森 紀美子	池田 美咲		35戸
北 町	齋藤 英夫	蓑島 豪	磯部 慎太郎	佐藤 祐希		20戸
元 町	亀田 慎司	大原 尚美	齋藤 丈寛	那須野 央人		119戸
幸 町	齋藤 英夫	山中 岳男	野崎 愛美	平木 杏奈		68戸
錦 町	寺西 健二	工藤 明広	吉田 光佑	瀬澤 理菜		147戸
共 栄 町	高屋鋪 勝英	樋口 知志	三宅 章吾	島津 睦美		87戸
旭 町	高屋鋪 勝英	立花 勝博	平田 美和	宮島 絵里子	沼田 悠吾	160戸
緑 町	高原 義輝	高野 英昭	杉山 周平	安念 朋美		84戸
末 広 町	小林 大生	清水 元記	西本 直樹	佐藤 勇大	遠藤 唯香	235戸
新 町	遠藤 智康	早坂 勇一	伊東 拓馬	大川 航季		35戸
三 和	神野 みゆき	梅坪 亮二	松本 竜義	笹 夏紀		26戸
二 の 橋	森笠 明子	今 裕一	野崎 匡延	葛西 和樹		19戸
一 の 橋	平野 優憲	高島 純	河合 真悟	笹岡 祐希		47戸

(配置人数の目安：～80戸 3名以上、81～150戸 4名以上、151戸以上 5名以上)

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日